

# 器具・容器包装、おもちゃの規格改正等に関する意見交換会

平成20年12月9日（火）

14:00～16:30

於：星陵会館ホール

## 1 開 会

### 2 (1) 器具・容器包装及びおもちゃの規格等の改正について

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐	東野	正明
国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長	河村	葉子

### (2) 事業者における安全確保のための取組みについて

社団法人日本玩具協会専務理事	津田	博
日本陶磁器工業協同組合連合会専務理事	荻野	剛弘

## 3 意見交換

### <コーディネーター>

厚生労働省大臣官房参事官	牛尾	光宏
--------------	----	----

### <パネリスト>

国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長	河村	葉子
社団法人日本玩具協会専務理事	津田	博
日本陶磁器工業協同組合連合会専務理事	荻野	剛弘
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐	東野	正明

## 4 閉 会

### <配付資料>

- 資料1 食品衛生法に基づく器具・容器包装及びおもちゃの規格の改正について
- 資料2 器具・容器包装及び玩具の規格基準改正の背景-鉛及びカドミウム-
- 資料3 ST基準、STマーク制度について
- 資料4 陶磁器に関する業界の取組みについて

### 参考資料

- 1-1 食品、添加物等の規格基準の一部改正について
- 1-2 器具及び容器包装のカドミウム及び鉛に係る規格の改正に関するQ&Aについて
- 2-1 食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について
- 2-2 おもちゃに係る改正に関するQ&Aについて
- 2-3 おもちゃに係る改正に関するQ&Aについて（その2）
- 2-4 おもちゃに係る改正に関するQ&Aについて（その3）

# 食品衛生法に基づく 器具・容器包装及びおもちゃの 規格の改正について

厚生労働省食品安全部基準審査課

# 食品衛生法

(有毒器具等の販売等の禁止)

第十六条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

# 食品衛生法

(器具等の規格及び基準)

第十八条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

# 食品衛生法

(器具等の規格及び基準)

## 第十八条

2 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

# 食品衛生法

(健康に有害なおもちゃ等についての準用規定)

第六十二条 (前略)、第十六条から第二十条まで、(中略)の規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。(後略)

# 食品用の器具・容器包装(1)

## 食品衛生法上の規制

食品衛生法第16条(有害有毒な器具又は容器包装の販売等の禁止)

食品衛生法第18条(器具又は容器包装の規格・基準の制定) など

食品、添加物等の規格基準(告示) など

第3A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格(メッキ用スズ、製造・修理用の金属、ハンダに鉛規格等を規定。)

第3D 器具・容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

○ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具・容器包装(溶出試験としてカドミウム・鉛を規定。)

○合成樹脂製の器具・容器包装

(一般規格では、材質試験としてカドミウム・鉛が、溶出試験として重金属・KMnO<sub>4</sub>消費量などが規定。また、13種類の樹脂に個別規格が設定。)

○ゴム製の器具又は容器包装

(材質試験としてカドミウム・鉛等を規定。溶出試験としてフェノール、ホルムアルデヒド、亜鉛、重金属、蒸発残留物を設定。)

○金属缶

(ヒ素、カドミウム・鉛、フェノール、ホルムアルデヒド、蒸発残留物、エピクロルヒドリン、塩化ビニルの試験を設定。)

# 食品用の器具・容器包装(2)

## <金属製の器具・容器包装の原材料の規格改正>

- 今回(平成20年7月31日)の改正は、国際的に通用しているISO規格や、米国の任意規格、欧州の強制規格等を参考に、実際に流通している材料の実態を踏まえ、メッキ用スズ、製造・修理用の金属及びハンダにつき、鉛の含有量の上限值を大幅に引き下げたもの。

## <ガラス製、陶磁器製、ホウロウ引きの器具及び容器包装の規格改正>

- 今回(平成20年7月31日)の改正は、
  - ①今までのガラス、陶磁器、ホウロウ引きで共通であった鉛及びカドミウムの溶出規格を、各材質ごとに設け、
  - ②ISO規格を参考に、従来なかった加熱調理用器具の区分を新設する等の区分改正を行い、
  - ③規格値についても、最新のISO規格を採用して、規格の強化を図ったもの。



# 食品用器具・容器包装の原 材料一般の規格の改正

食品用器具・容器包装のメッキ用スズ、製造・修理用の金属及びハンダの鉛の含有量規格の改正

食品と直接接触する部分に使用されるもの

メッキ用スズ                      5% → 0.1%

製造・修理用金属                10% → 0.1%

ハンダ                                20% → 0.2%

# 陶磁器等の材質別規格（改正前）

(1) 液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上である  
試料

カドミウム

0.5  $\mu\text{g/ml}$ 以下

容量1.1L以上の試料の場合

カドミウム

0.25  $\mu\text{g/ml}$ 以下

鉛

5  $\mu\text{g/ml}$ 以下

鉛

2.5  $\mu\text{g/ml}$ 以下

(2) 液体を満たすことができない試料又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満である試料

カドミウム

1.7  $\mu\text{g/cm}^2$ 以下

鉛

17  $\mu\text{g/cm}^2$ 以下

# 陶磁器の鉛溶出規格

		日本	国際基準	アメリカ	EU
		改正前基準	ISO規格 6486/2	FDC法409条 監視指針	84/500/EEC
浅型容器		1.7mg/dm <sup>2</sup>	0.8mg/dm <sup>2</sup>	3.0ppm	0.8mg/dm <sup>2</sup>
深型 容器	1.1リットル未満	5.0ppm	2.0ppm	2.0ppm	4.0ppm
	1.1リットル以上	2.5ppm	1.0ppm	1.0ppm	4.0ppm
	3リットル以上保 管容器	区分無	0.5ppm	0.5ppm	1.5ppm
	加熱用器具	区分無	0.5ppm	規定無	1.5ppm

注1) 1dm<sup>2</sup>=(1/10)m<sup>2</sup>

食品衛生法の浅型容器の規格の単位は、 $\mu$ g/cm<sup>2</sup>

## 改正後（陶磁器のカドミウムの溶出規格）

- (1) 液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上である試料
- 容量1.1L未満  
0.5  $\mu\text{g/ml}$ 以下（改正前と同じ。）
  - 容量1.1L以上3L未満  
0.25  $\mu\text{g/ml}$ 以下（改正前の1.1Lの区分の値と同じ。）
  - 容量3L以上  
0.25  $\mu\text{g/ml}$ 以下（改正前の1.1Lの区分の値と同じ。）
  - 加熱調理用器具  
0.05  $\mu\text{g/ml}$ 以下（新設）
- (2) 液体を満たすことができない試料又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満である試料
- 0.7  $\mu\text{g/cm}^2$ 以下（改正前は1.7  $\mu\text{g/cm}^2$ 以下）
- (注) 試験法については、基本的に改正前と同じ。

# 改正後（陶磁器の鉛の溶出規格）

陶

(1) 液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上である試料

容量1.1L未満

2  $\mu$ g/ml以下

（改正前は5  $\mu$ g/ml以下）

容量1.1L以上3L未満

1  $\mu$ g/ml以下

（改正前は2.5  $\mu$ g/ml以下）

容量3L以上

0.5  $\mu$ g/ml以下

（改正前は2.5  $\mu$ g/ml以下）

加熱調理用器具

0.5  $\mu$ g/ml以下

（新設）

(2) 液体を満たすことができない試料又は液体を満たしたときにその  
深さが2.5cm未満である試料

8  $\mu$ g/cm<sup>2</sup>以下

（改正前は17  $\mu$ g/cm<sup>2</sup>以下）

（注）試験法については、基本的に改正前と同じ。

# ガラス製の器具・容器

区 分		C d	P b	
液体を満たすことのできない試料又は液体を満たしたときにその深さが 2.5cm 未満である試料		0.7 $\mu$ g/cm <sup>2</sup>	8 $\mu$ g/cm <sup>2</sup>	
液体を満たしたときにその深さが 2.5cm 以上である試料	加熱調理用器具以外のもの	容量 600ml 未満	0.5 $\mu$ g/ml	1.5 $\mu$ g/ml
		容量 600 ml 以上 3 L 未満	0.25 $\mu$ g/ml	0.75 $\mu$ g/ml
		容量 3 L 以上	0.25 $\mu$ g/ml	0.5 $\mu$ g/ml
	加熱調理用器具	0.05 $\mu$ g/ml	0.5 $\mu$ g/ml	

# ホウロウ引きの器具・容器

区 分		C d	P b	
液体を満たすことのできない試料又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満である試料	加熱調理用器具以外のもの	$0.7 \mu\text{g}/\text{cm}^2$	$8 \mu\text{g}/\text{cm}^2$	
	加熱調理用器具	$0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2$	$1 \mu\text{g}/\text{cm}^2$	
液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上である試料	容量3L以上のもの	$0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2$	$1 \mu\text{g}/\text{cm}^2$	
	容量が3L未満のもの	加熱調理用器具以外のもの	$0.07 \mu\text{g}/\text{ml}$	$0.8 \mu\text{g}/\text{ml}$
		加熱調理用器具	$0.07 \mu\text{g}/\text{ml}$	$0.4 \mu\text{g}/\text{ml}$

# 乳幼児用おもちゃ(1)

## 食品衛生法上の規制

食品衛生法第16条(有害有毒な器具又は容器包装の販売等の禁止)

食品衛生法第62条(規制対象がん具の指定)

食品衛生法第62条で準用する第18条(器具又は容器包装の規格・基準の制定) など

法第62条に基づき、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定するおもちゃ(規則78条)

1. 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ
2. アクセサリーがん具(乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具をいう。)、うつし絵、起き上がり、おめん、折り紙、がらがら、知育がん具(口に接触する可能性のあるものに限り、この号に掲げるものを除く。)、つみき、電話がん具、動物がん具、人形、粘土、乗物がん具、風船、ブロックがん具、ボール、ままごと用具
3. 前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ

(告示)

食品、添加物等の規格基準)

第4A おもちゃ又はその原材料の規格  
(フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジイソノニルを用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂の使用禁止。個別規格で重金属・ヒ素・カドミウムの溶出試験を規定。ゴム製おしゃぶりには重金属、亜鉛の溶出試験のほかカドミウム・鉛の材質試験を規定。)



## 乳幼児用おもちゃ(2)

### < 指定おもちゃの範囲及び規格基準の改正 >

(範囲の改正) 平成20年5月1日から施行

- (1) 材質制限の撤廃
- (2) アクセサリーがん具、知育がん具、組み合わせがん具の追加
- (3) ぜんまい式、電動式の乗物がん具の除外の撤廃

(規格基準の改正) 平成20年3月31日から施行 同年9月30日までの経過措置

- (1) 塩ビ樹脂塗料からすべての塗膜へ
- (2) 塗膜のPb、Cd、Asの溶出条件を40°C水30分から  
37°C0.07mol/l塩酸2時間に
- (3) 塗膜の鉛については、  
比色法から原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光強度法に
- (4) 金属製アクセサリーがん具の鉛の溶出規格を追加
- (5) PVC、PEについては、材料から材料を用いて製造された部分に

# 器具・容器包装及び玩具の 規格基準改正の背景 -鉛及びカドミウム-

---

国立医薬品食品衛生研究所  
食品添加物部 河村 葉子

# 規格基準改正の概要

## おもちゃの規格基準改正

(2008年3月31日厚生労働省告示第153号)

### 新しい規格の導入

玩具の塗膜：鉛、カドミウム、ヒ素

金属製アクセサリー玩具：鉛

## 器具・容器包装の規格基準改正

(2008年7月31日厚生労働省告示第416号)

原料金属、ハンダ：鉛含有量限度値の引き下げ

ガラス製、陶磁器製、ホウロウ引きの器具・容器

包装：鉛、カドミウム(溶出試験の製品区分と  
限度値の改正)



**鉛及びカドミウムの溶出規制を強化**

## 器具・容器包装及び玩具中の鉛・カドミウム

---

器具・容器包装や玩具では、原料や製造段階で意図的に鉛やカドミウムが使用されたり、不純物として混入する可能性がある。

玩具：塗料や基材の混ぜ込みの着色料として鉛やカドミウムなどを含む金属化合物を使用

原料金属、メッキ用スズ、ハンダ：合金または加工性向上等のため鉛を配合

陶磁器、ホウロウ引き：釉薬の熔融温度を下げ光沢をだすための鉛含有フリット、釉薬や絵の具の着色料として鉛、カドミウム化合物

ガラス：クリスタルガラスの加工性、光沢のため鉛を配合または金色の縁取り部分に配合

# 鉛の毒性

---

**急性毒性:**感情鈍麻、注意力散漫、落ち着かない、頭痛、消化不良、吐気、皮膚蒼白、腹部痙攣  
→腎尿細管障害、急性脳症(幻覚、記憶喪失)

**慢性毒性:**低濃度であっても肝臓、腎臓、生殖、免疫、神経、消化器系などに影響を与える。

腎障害→腎不全

末梢神経作用(神経伝導速度の低下)

脳の発達阻害→IQ低下

**発がん性:**発がん性を示す限定的な証拠がある  
(IARC, 2004)

# 鉛のリスク評価

---

- ◆胎児期、乳幼児期に高濃度の暴露を受けると脳障害、IQ低下、神経行動の発育遅延
- ◆JECFAのリスク評価(1986)  
乳幼児期の脳への影響をもとにPTWIを設定  
PTWI = 0.025mg/kg体重/1週間
- ◆耐容量は体重50kgの人で1日あたり約180  $\mu$ g、  
体重10kgの幼児では1日あたり約36  $\mu$ gに相当
- ◆鉛も土壌、水、大気などに広く分布するが、最大の暴露源はやはり食品経由。蓄積性あり。  
日本人の食品由来の一日摂取量は1970年代は100  $\mu$ g、2000年代は約30  $\mu$ g。

# 鉛暴露への国際的な対応

---

- ◆ 暫定耐容一週間摂取量 (PTWI): 0.025mg/kg bw
- ◆ 環境中に広く存在し、食品、飲料水、空気などから高濃度に暴露される。特に食品を経由する暴露量は高く、耐容摂取量との差が小さい(1/2~1/10)。
- ◆ WHOでは食品由来の鉛を低減するように勧告(1986)



コーデックス(国際食品規格委員会)において「食品中の鉛汚染防止・低減化に関する行動規範」(2004)を設定

# 鉛低減のための行動規範-1

## 食品の汚染源

- ◆ 空気、土壌、水(←工業、有鉛ガソリン)
- ◆ 農薬、猟銃、釣りのおもりなど
- ◆ 食品の製造工程: 工場の鉛含有のペンキ、鉛管、ハンダを用いた機械など
- ◆ 食品包装または保存容器: 鉛ハンダ缶、鉛化合物で着色されたポリ袋・包装紙・板紙、鉛釉薬を用いた陶磁器、鉛クリスタル、鉛を配合した金属製水差し



- ◆ 食品由来の鉛暴露を低減させるために消費者を含めて様々な行動をとる必要がある。
- ◆ 食品用途には出来るだけ鉛の使用を避ける。



## 鉛低減のための行動規範-2

---

27. 食品製造者は食品と接触するすべての金属を鉛含量の低い食品用を使用しなければならない。
33. 食品缶詰に使用されるスズメッキ板は鉛含量が国際基準を満たしていること。
34. 鉛顔料や鉛含有印刷インクは、食品との接触面でなくとも食品包装に使用するべきではない。
35. 食品用途外の鉛含有着色料やインクを用いたポリ袋や箱を食品包装に使用するべきではないし、消費者もそれらを食品に転用してはならない。
36. 伝統的な鉛釉薬を用いた陶器に詰めて食品を販売することは避けるべきである。
37. ワイン瓶に鉛箔のキャップスールを使用するべきではない。

## 鉛低減のための行動規範-3

38. 国家当局は鉛釉の陶磁器、鉛クリスタル、その他鉛を含有するものからの鉛溶出について、規格基準の設定を検討しなければならない。
39. 許容出来ない量の鉛溶出の可能性のある装飾陶磁器は、食品用途でないことを明示しなければならない。
40. 陶磁器製造業者は鉛の溶出を最小限にする製造方法や品質管理を行わなければならない。
41. 地方や国の当局は庭や家庭内で鉛汚染を減らすための適切な行動について消費者を教育する必要がある。
42. 消費者は食品、特に酸性の食品や乳幼児用食品を、鉛が溶出するおそれのある装飾陶磁器、鉛ガラスなどに入れて保存してはならない。消費者はコーヒーや紅茶など熱い飲料を飲む時、鉛が溶出しないことが確認されていない陶磁器製マグを頻繁に使用してはならない。

# カドミウムの毒性

---

**急性毒性：経気→肺障害、肺繊維症**

**経口→吐気、腹部痙攣、胃腸障害**

**慢性毒性：**

**慢性経口暴露により近位尿細管の再吸収機能  
障害（低分子量たん白質の尿中排泄）**

**→腎皮質や肝臓に蓄積**

**→腎機能、腸管、骨のカルシウム代謝障害**

**→イタイイタイ病**

**発がん性：ヒトに対して発がん性がある**

**（IARC, グループ1）**

**経気暴露（主に職業暴露）による肺がん**

# カドミウムのリスク評価

- ◆ JECFA (FAO/WHO)(1988)及び食品安全委員会(2007)によるリスク評価  
腎機能への影響(たんぱく尿)等をもとに暫定耐容一週間摂取量 (PTWI)を設定  
PTWI = 0.007mg/kg体重/週  
\* 耐容摂取量: 一生摂取しても安全と考えられる上限値
- ◆ 耐容量は体重50kgの人で1日あたり 50  $\mu$ g、体重10kgの子供で10  $\mu$ gに相当
- ◆ カドミウムは土壌、水、大気などに広く分布、最大の暴露源は食品経由  
日本人の食品由来の一日摂取量は約22  $\mu$ gで耐容量の約1/2、約10%が耐容量を超過

# 陶磁器等に関わる国際規格

- ◆ 1976年、WHOはセラミック製食器からの鉛及びカドミウム溶出を危惧して、ISOに規格の策定を要請した。
- ◆ ISO専門委員会TC166(食品と接触する陶磁器製品、ガラスセラミック製品、ガラス製食器)で検討
- ◆ 1981年にISO 6486 食品接触の陶磁器、ガラスセラミック、ガラス食器、1982年にISO 7086 食品接触ガラス製中空容器の規格を策定した。



**我国では1986年それらをもとに規格が設定された**

# 陶磁器等のISO規格の変更

- ◆ 1986年にWHOから鉛の暴露量低減の勧告が出され、ISOでも再度検討が行われた。
- ◆ ISO/TC107/SC6(ホウロウ小委員会)により、1998年 ISO 4531 食品接触ホウロウ製品の規格が新規に設定された。
- ◆ ISO/TC166により、1999年に ISO 6486、2000年に ISO 7086が改正された。



**鉛・カドミウム溶出量の規制がより厳しくなった**



**我が国の規格と乖離が生じた**

# ISO規格とは何か

---

- ◆ISO規格は国際標準化機構 (ISO)が定める規格。工業製品などについて各国の業界団体が中心になって策定。国際規格として位置付けられている。
- ◆食品用ガラス、陶磁器、ホウロウ引き製品からのカドミウム及び鉛の溶出、玩具からのカドミウム、鉛を含む8元素の溶出などに規格を設定。
- ◆1994年のウルグアイラウンド以降、WTOは各国が国際規格に合わせて国家規格を制定することを推奨。国際規格と異なる規格を制定する場合には、十分な科学的根拠が必要。

# 陶磁器等のISO規格策定の目的

---

- ◆ 当該製品が不適切な配合や加工により製造された場合に引き起こされる可能性のある危険から、人々を確実に守る効果的な方法が必要。
- ◆ 当該製品から溶出する有害物質に対する各国の異なった規制は非関税障壁になる。そのため、カドミウム及び鉛の溶出に関する国際的に承認された試験法を策定し、有害な重金属溶出の許容量を定めることが必要。
- ◆ 溶出限度値は安全性に配慮しながら、材質毎に現在の製造方法でできる限り低く抑えるように設定。



## 新ISO規格と食衛法規格の改正

---

- ◆ISO規格の改正の主目的はカドミウム及び鉛暴露の低減化であり、より安全性を指向
  - ◆国際的に統一された規格設定を目指している
  - ◆現行の食衛法の規格は当時のISOをもとに制定
- ↓
- ◆基本的にはISO規格に整合して改正するのが望ましい。ただし、導入により生ずる可能性がある問題点について検討する必要がある

↓

平成16～17年度厚生労働科学研究において  
業界の方々といっしょに検討

# 検討された問題点

---

材質及び形状等による製品区分：現行法はガラス、陶磁器、ホウロウ引きに共通で形状による3区分のみ→新規格は材質毎に異なり細分化され複雑→国際規格に整合することが重要

調理器具：加熱調理用器具-直火、オーブン、電子レンジなどで加熱して（主に100℃を超えて）使用するもの

試験方法：試料数、判定法は従来通りとする

規格の除外：美術品、装飾品、通常の食器ではないもの（抹茶茶碗など）

## 規格値に基づく鉛の暴露量推定

- ◆WHOにおける暫定耐容一週間摂取量 (PTWI)  
鉛  $0.025\text{mg/kg bw} \rightarrow 1\text{日}1\text{人}180\mu\text{g}$
- ◆規格値と同程度の鉛溶出量のカップでホットレモネード200mlを飲んだ場合の鉛暴露量 (ホットレモネードでは規格値の半量溶出すると仮定)  
現行法  $5\mu\text{g/ml} \times 1/2 \times 200\text{ml} = 500\mu\text{g}$  (2.8倍)  
改正案  $2\mu\text{g/ml} \times 1/2 \times 200\text{ml} = 200\mu\text{g}$  (1.1倍)
- ◆日本人の1日食事量  $2070\text{g} \pm 743\text{g}$  (H15年度)  
そのうち酸性食品  $150\text{g}$
- ◆改正案であれば暫定耐容摂取量を超えることはほぼないと推測される。

**ISO規格を食衛法の規格として導入する**

# 金属材料の鉛規格

---

**金属材料：金属製器具・容器包装の材料として、また器具・容器包装の材料の一部として使用される食品衛生法では「器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」で各種金属中の鉛含有量を規定**

**コーデックスの行動規範：食品と接触する機械やスズメッキ中の鉛を低減するように勧告しているが、規格値等は定めていない。**

**ISO規格：該当する規格はない**

**米国：ピューター中の鉛 0.05%以下、ハンダ 0.2%以下**

# 金属材料の新規格

---

## A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

2. 食品と接触する部分に使用するメッキ用スズは、鉛を0.1%を超えて含有してはならない(←5%)。
3. 鉛を0.1%を超えて又はアンチモンを5%以上含む金属をもって器具又は容器包装の食品と接触する部分を製造又は修理してはならない(←10%)
4. 器具又は容器包装の食品と接触する部分の製造又は修理に用いるハンダは、鉛を0.2%を超えて含有してはならない(←20%)。

# おもちゃの主な改正点

---

- ◆ 指定おもちゃの範囲を拡大: おもちゃの材質の制限をはずし、玩具の種類も拡大した
- ◆ 原材料の規格→製品規格
- ◆ 塗膜
  - カドミウム  $75\mu\text{g/g}$  (補正值30%)
  - 鉛  $90\mu\text{g/g}$  (補正值30%)
  - ヒ素  $25\mu\text{g/g}$  (補正值60%)
- ◆ 金属製アクセサリー玩具(乳幼児が飲み込むおそれのあるもの)
  - 鉛  $90\mu\text{g/g}$  (補正值30%)

# おもちゃの規格基準改正-1

---

- ◆米国においてグリンピースが玩具塗膜中の鉛量が高いものがあることを指摘した。
- ◆それを受けて米国の玩具メーカーが検査を行ったところ、鉛溶出量が自主基準(ASTM)を超えるものが次々に見つかり自主回収された(2007年)。
- ◆我が国でもそれらの製品が自主回収されるとともに、日本玩具協会の自主基準(ST基準)に違反する製品が回収された。



- ◆しかし、それらの製品は当時の食品衛生法の規格基準では必ずしも違反にはならなかった。

## おもちゃの規格基準改正-2

---

なぜ自主回収された玩具は食品衛生法違反にならなかったのか

- ◆食品衛生法の対象になるのは指定玩具のみ、木製機関車などは範囲外
- ◆塗料のうち規格があるのはポリ塩化ビニル製塗料のみでそれ以外の塗料は対象外
- ◆溶出試験法が大きく異なる→どちらが厳しい  
米国ASTM、日本ST基準などはISO8124に準拠：  
試料を粉碎して0.07mol/L塩酸で溶出、鉛  
90mg/kg、カドミウム 75mg/kg以下  
食品衛生法：塗膜のまま水で溶出、鉛(重金属試験)  $1 \mu\text{g/ml}$ 、カドミウム  $0.5 \mu\text{g/ml}$ 以下



# 塗膜試験法による溶出量等の比較

塗膜	元素	食衛法	ISO法
塩化ビニル樹脂	カドミウム	<0.1 (0.5)	310 (75)
	鉛	<0.1 (1.0)	320 (90)
アクリル樹脂	カドミウム	<0.1 (0.5)	910 (75)
	鉛	<0.1 (1.0)	480 (90)

各塗膜は1000mg/kgのカドミウムおよび鉛を含有

食衛法：塗膜のまま水で40°C30分間、単位  $\mu\text{g/ml}$

ISO法：塗膜粉碎して0.07mol/L塩酸で37°C1時間振とう、  
1時間静置、単位  $\text{mg/kg}$



ISO法ではすべて規格値を3.5～12倍超過、食衛法より厳しい規格である。

## 塗膜及び金属アクセサリー玩具の規格設定根拠

---

なぜ鉛  $90 \mu\text{g/g}$ 、カドミウム  $75 \mu\text{g/g}$ 以下なのか

- ◆ISO 8124-3は欧州標準規格EN 71-3に準拠して設定された。
- ◆1985年に欧州共同体(EC)科学諮問委員会が玩具からの一日摂取限度値を発表
  - 子供平均摂取量 鉛： $70 \mu\text{g}$ 、カドミウム： $12.5 \mu\text{g}$
  - 玩具の寄与率を各5、1%
  - 玩具からの限度値 鉛： $0.7 \mu\text{g}$ 、カドミウム： $0.6 \mu\text{g}$
- ◆玩具の一日摂取量(飲み込み量)： $8\text{mg}$ と仮定  
塗膜であればおよそ $1\text{cm} \times 1\text{cm}$
- ◆鉛限度値： $0.7 \mu\text{g} / 8\text{mg} \doteq 90 \mu\text{g/g}$   
カドミウム限度値： $0.6 \mu\text{g} / 8\text{mg} = 75 \mu\text{g/g}$

# まとめ

鉛及びカドミウムは耐容量と暴露量のマージンが小さいことから、

- ◆暴露量を出来る限り低くする必要がある。
- ◆しかし、TDIから安全係数を大幅にかけて規格値を設定することが出来ない。
- ◆ガラス、陶磁器、ホウロウ引き製器具・容器包装、金属材料、玩具毎に出来る限り低くするという方向で規格値が設定されている。

鉛及びカドミウムについては原則として食品や玩具に意図的に使用しない、使用する場合は十分な管理が必要

# ST基準・STマーク制度について

# ST

平成20年12月9日(火)

(社)日本玩具協会

# 1. ST基準・STマーク制度

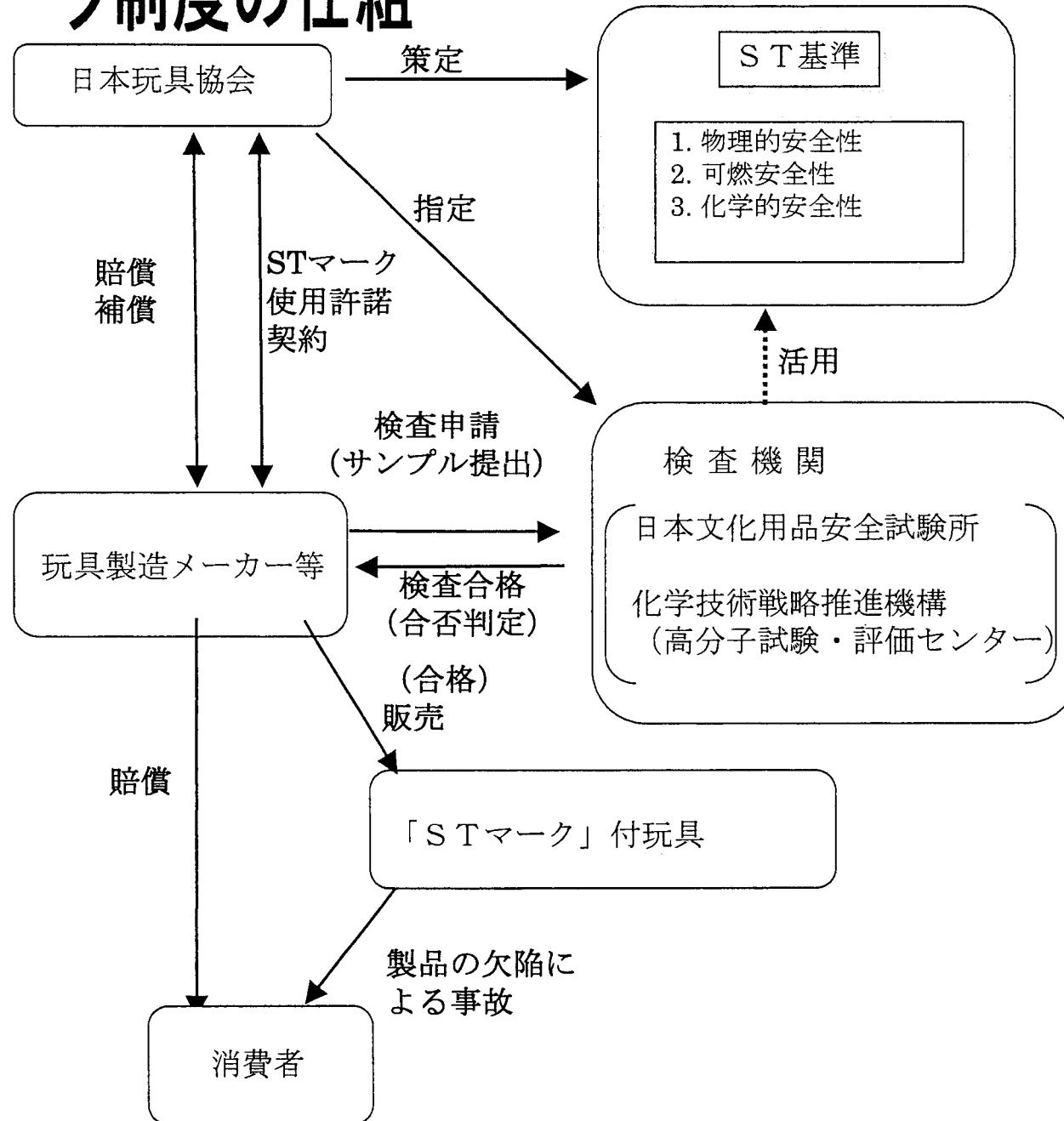
- ・社団法人 日本玩具協会が実施する自主的な玩具安全対策事業
- ・創設：昭和46年
- ・検査を受け、ST基準(玩具安全基準)に適合していることを認定された玩具にSTマークを表示することができる
- ・検査は、日本玩具協会が指定した検査機関で実施
- ・STマーク使用許諾契約企業数 522社  
年間 25,000点の玩具が検査に合格(2007年)

The image shows the logo for the ST (Safety Toy) standard, consisting of the letters 'S' and 'T' in a bold, black, sans-serif font. The 'S' is on the left and the 'T' is on the right, both rendered in a thick, blocky style.

## 2. 日本の玩具安全規制

規制区分	規制の根拠	規制の概要
法規制	消費生活用製品安全法 (経済産業省所管)	「重大製品事故」の経済産業省への報告 (第35条) 製品の回収命令等 (第39条、第82条)
	食品衛生法 (第62条) (厚生労働省所管)	「乳幼児 (6歳未満) が口に接することを本質する玩具」及び「乳幼児が接触することにより健康を損なうおそれのある玩具」に対し、法律に基づき、化学的安全性についての基準を設定。 (輸入品については、輸入時に自主検査結果を検疫所に届出)
業界の自主規制	「ST (玩具安全) 基準」 ・ 「STマーク制度」	玩具の「機械的・物理的安全性」、「可燃安全性」、「化学的安全性」についての基準を設け、第三者検査機関による適合性評価 (検査) を受けて、合格した製品にSTマークを付して販売する制度

### 3. STマーク制度の仕組



# 4. ST基準の概要

	防止すべき危害	基準
<b>第1部</b> <b>機械的および</b> <b>物理的特性</b>  (材料、強度、 機能、構造 など)	「誤飲」(小さな部品、口で操作する玩具、膨張材料) 「窒息」(口内に納まる玩具・部品、薄いフィルム、 小さな空間、小さな袋、ヘルメット)、 「縊首」(ひも) 「切り傷」(鋭いエッジ、ガラス、留め具) 「刺し傷」(鋭い先端、針金) 「挟み傷」(蝶番、折畳み玩具、駆動メカニズム、ばね) その他「転倒」「眼の傷害」「聴力傷害」「溺れ」 など	小さな部品は「小部品シリンダー」に納まらない こと。 口内に納まらないよう「楕円ゲージ」、「円ゲー ジ」通過テスト 「鋭い先端」テスト等
<b>第2部</b> <b>可燃性</b>	「焼死」、「火傷」	セルロイドの使用禁止 扮装用衣装・テント等の炎の拡散速度の制限、 「ぬいぐるみ」の炎の拡散速度の制限 など
<b>第3部</b> <b>化学的特性</b>  (材料、塗装 等の有害性)	「健康被害」	使用できる「着色料」 「ポリエチレン、ポリ塩化ビニル」等の 含有物質基準・フタル酸基準 「うつつし絵」「折り紙」「ゴム製おもちゃ」の 含有物質基準 「塩化ビニル樹脂塗料」の含有物質基準 「塗装」(重金属8元素基準) 「金属(玩具アクセサリなど)」、 「繊維製品」(ホルムアルデヒド)、「シャボン 玉液」、「インク類」、「おしゃぶり、歯固め」 など



# 5. ST検査と食品衛生法検査の対応関係

## ST

## 食品衛生法

<p>着色料 PVC / PE材質 過マンガン酸カリウム消費量 蒸発残留物 Pb As Cd (PVCのみ)</p>	<p>STの方が 厳格</p>	<p>着色料 PVC / PE材質 過マンガン酸カリウム消費量 蒸発残留物 Pb As Cd (PVCのみ)</p>
<p>うっし絵 折り紙 塗膜 (3元素) 金属製アクセサリ フタル酸 (DEHP, DINP)</p>	<p>ST・食衛法 同じ</p>	<p>うっし絵 折り紙 塗膜 (3元素) 金属製アクセサリ フタル酸 (DEHP, DINP)</p>
<p>塗膜 (5元素) 繊維製品の ホルムアルデヒド など</p>	<p>対応関係なし</p>	

# 6. 玩具規制の各国比較

	規制方式	内容	備考
EU 諸国	法規制	法規制 (玩具安全法) + (玩具安全規格) 「自己適合宣言」方式による CEマーク貼付	「第三者機関」による検査の義務付けなし CEマークは、自己認証マーク
米国	法規制	有害物質法(鉛)、玩具安全法など	「第三者機関」による検査の義務付けなし 「ASTM」表示は、規格の表示
	自主規制	ASTM規格(任意規格)	
日本	法規制	食品衛生法(玩具規格基準)	(輸入品については、事実上の「第三者 認証」)
	自主規制 (ST)	ST基準+STマーク制度 (「第三者認証」方式)	STマークは、第三者認証マーク

# 「食品に関するリスクコミュニケーション」

器具・容器包装、おもちゃの規格改正等に関する意見交換会

日本陶磁器工業協同組合連合会

荻野剛弘

# 天然の原料の使用

- 陶磁器は天然の原料から作られており、原料の中に不純物として鉛、カドミウムが含まれていることがある。
- 陶器 …… 粘土
- 磁器 …… 石

# カドミウムの使用

- 顔料(着色に用いる粉末で絵の具のもと)
- 使用する絵の具(色)によって含まれるカドミウムの量は異なる

# 鉛の使用

(1) 艶が出やすい

(2) 色が濃く出る

(3) 書きやすい

# 陶磁器に含まれる鉛、カドミウム

(1) 絵の具

(2) 釉薬

(3) 生地

# 化学物質規制の考え方

- 溶出基準

溶出試験において有害物質が規制値以下であるようにする

- 含有基準

製品に含まれる有害物質を規制値以下であるようにする



# 溶出基準の考えに基づく業界の対応

- 耐酸絵の具の使用
- 低鉛溶出油薬の使用
- 下絵付け

# 含有基準の考えに基づく業界の対応

- 無鉛(無カドミウム)絵の具の使用

すべての色は作れていない

現在も開発を続けている

# 絵付けの工夫

湯飲み、茶碗など

口が直接接触する可能性がある部分に絵付けをしないようにする

内側に絵付けをするのではなく、外側に絵付けをする

お皿など

中心に絵付けをするのではなく、飲食物に触れにくい縁に絵をつけるようにする

# 焼成の工夫

- 高温で焼成する
- 有鉛絵の具の製品と無鉛絵の具の製品を一  
緒に焼成しない

# 安全確認

- 商品を全品検査することが一番良い。しかし、実際は抜き取り検査である。
- 出来る限り多くの商品を検査するのが望ましいことは言うまでもありません。

# 県・市、試験機関への協力要請

## 例

- 長崎県窯業技術センターでは県下の事業所に対して毎月、1事業所20点までは無料で鉛、カドミウムの検査を実施。
- 瀬戸市は鉛、カドミウムの検査費用の半額を市が負担。

# 今後の陶磁器業界の取り組み

- 社会的な流れである含有基準を基に対応して行くことが必要
- 無鉛(無カドミウム)絵の具等の更なる開発

平成 20 年 7 月 31 日  
食安発第 0731001 号

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。)の一部が「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(平成 20 年厚生労働省告示第 416 号)をもって改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 第 1 改正の要旨

- 1 ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器について、平成 16 年度及び平成 17 年度の厚生労働科学研究の成果を踏まえ、国際標準化機関 (ISO) の規格を参考に、カドミウム及び鉛の溶出規格の強化を図ったこと。
- 2 器具又は容器包装の製造又は修理に用いられる金属製原材料一般の規格についても、既に流通している製品の現状等を参考に、鉛の含有量に関する規格値を引き下げることとしたこと。

#### 第 2 改正の要点

- 1 ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装に係る材質別規格の改正の要点は次のとおりである。(別添 1 参照)
  - (1) 材質ごとの規格の設定  
ガラス、陶磁器又はホウロウ引きの器具及び容器包装については、これら 3 つの材質に共通の溶出規格が定められていたが、今回、ガラス、陶磁器及びホウロウ引きの材質別に規格を設定したこと。

なお、試験法そのものについては、従来どおり、試料に液体を満たしたときの深さの区分(深さ 2.5cm 未満又はそれ以上)に応じた溶出方法により行うこととしたが、ホウロウ引きの容量 3 L 以上の試料については、液体を満たすことのできない試料と同様の取扱いとしたこと。

#### (2) 容量区分の変更

従来は、① 液体を満たすことができない又は満たした時にその深さが 2.5cm 未満、② 容量 1.1L 未満及び③ 容量 1.1L 以上の 3 区分であったが、改正後は、材質ごとに異なる区分を設けたこと。

#### (3) 加熱調理用器具の区分の新設

改正後の規格には、ガラス、陶磁器、ホウロウ引きのいずれの材質についても、加熱調理用器具の区分を設けたこと。

(注) 「加熱調理用器具」とは、直火、オープン、電子レンジ等を用いた加熱調理に用いることを主目的とする器具をいう。ここで、熱燗用の徳利等、湯煎に用いられるもの、茶碗蒸し用の茶碗等、100℃を超えない範囲で使用されるものは、加熱調理用器具には該当しないものとする。電子レンジで使用できる旨の表示があっても、加熱調理を主目的とせず、温め直しをするだけのものであれば、加熱調理用器具には該当しないものとして取り扱う。

#### 2 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の改正の要点は次のとおりである。

##### (1) 金属製原材料の鉛の含有量規格値の引き下げ

食品用の器具及び容器包装に使用される金属製の材料の実状、国内・海外の任意規格等に鑑み、鉛の含有量規格を、メッキ用スズについては、5%から 0.1%に、食品用の器具若しくは容器包装の製造又は修理用の金属については、10%から 0.1%に、ハンダについては、20%から 0.2%に引き下げたこと。



(2) 規格の適用対象の明確化

メッキ用スズ、製造又は修理用の金属及びハンダのいずれも、食品と接触する部分に使用されるものが規格の適用対象であることを明確化したこと。

(3) 缶詰の外部に用いるハンダに係るただし書きの削除

サニタリー缶及びサニタリー缶以外の缶の外部に用いるハンダについては、ただし書きにおいて、例外的に高い含有量規格が設定されていたが、我が国においては、缶詰用の缶について、既に鉛含有ハンダが使用されていないことから、これを削除したこと。

第3 適用期日

告示の改正については、平成20年7月31日から適用すること。

ただし、平成21年7月31日までに製造され、又は輸入されたものについては、なお従前の例によることができる。(別添2参照)

第4 運用上の注意

製造者及び輸入者に対しては、平成21年7月31日までに製造又は輸入された改正前の規格に適合しているものについて、改正後の規格を満たしていない場合(不明な場合を含む。)には、平成21年7月31日までに製造又は輸入されたものであることを記録等で確認できるようにしておくことを指導されたい。

(別添1)

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装の材質別規格

ガラス製の器具又は容器包装

区 分			C d	P b
液体を満たすことのできない試料又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満である試料			0.7 µg/cm <sup>2</sup>	8 µg/cm <sup>2</sup>
液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上である試料	加熱調理用器具以外のもの	容量600ml未満	0.5 µg/ml	1.5 µg/ml
		容量600ml以上3L未満	0.25 µg/ml	0.75 µg/ml
	加熱調理用器具	容量3L以上	0.25 µg/ml	0.5 µg/ml
加熱調理用器具			0.05 µg/ml	0.5 µg/ml

陶磁器製の器具又は容器包装

区 分			C d	P b
液体を満たすことのできない試料又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満である試料			0.7 µg/cm <sup>2</sup>	8 µg/cm <sup>2</sup>
液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上である試料	加熱調理用器具以外のもの	容量1.1L未満	0.5 µg/ml	2 µg/ml
		容量1.1L以上3L未満	0.25 µg/ml	1 µg/ml
	加熱調理用器具	容量3L以上	0.25 µg/ml	0.5 µg/ml
加熱調理用器具			0.05 µg/ml	0.5 µg/ml

ホウロウ引きの器具又は容器包装

区 分			C d	P b
液体を満たすことのできない試料又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満である試料	加熱調理用器具以外のもの		0.7 µg/cm <sup>2</sup>	8 µg/cm <sup>2</sup>
	加熱調理用器具		0.5 µg/cm <sup>2</sup>	1 µg/cm <sup>2</sup>
液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上である試料	容量3L以上のもの		0.5 µg/cm <sup>2</sup>	1 µg/cm <sup>2</sup>
	容量が3L未満のもの	加熱調理用器具以外のもの	0.07 µg/ml	0.8 µg/ml
		加熱調理用器具	0.07 µg/ml	0.4 µg/ml

(別添2)

平成21年7月31日までに製造又は輸入されるもの	平成21年8月1日以降に製造又は輸入されるもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・改正前の規格基準に適合すること。</li><li>・輸入品にあつては食品等輸入届出書及び試験検査成績書の提出が必要。</li><li>・改正前の規格基準に適合していれば、平成21年8月1日以降もそれ以前と同様に取り扱うことができる。</li><li>・製造者又は輸入者は、平成21年7月31日までに製造又は輸入された改正前の規格に適合しているものについて、改正後の規格を満たしていない場合（不明な場合を含む。）には、平成21年7月31日までに製造又は輸入されたものであることを記録等で確認できるようにしておくこと。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・改正後の規格基準に適合していなければならない。</li><li>・輸入品にあつては食品等輸入届出書及び試験検査成績書の提出が必要。</li></ul>

食安基発第 0811001 号  
平成 20 年 8 月 11 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課長

器具及び容器包装のカドミウム及び鉛に係る規格の改正  
に関する Q & A について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（平成 20 年厚生労働省告示第 416 号）をもって改正されたところであるが、その取扱いにつき、別添の Q & A を作成したので、貴管下関係業者に指導方ありたい。

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装の材質別規格及び器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の改正並びに器具及び容器包装の製造基準に係る Q & A

(1) 共通事項

Q 1 新規格の適用はいつからか。また、在庫はいつまでに販売しなければならないか。

A 1 経過措置期間の終了後（平成 21 年 8 月 1 日以降）に国内製造又は輸入するものは、改正後の新規格に適合させる必要がある。

経過措置期間の終了日（平成 21 年 7 月 31 日）までに国内製造又は輸入するものは、改正前の旧規格に適合していれば、経過措置期間終了後も従来どおり販売できる。

Q 2 製造又は輸入年月日を製品に明示する必要があるのか。

A 2 製造者及び輸入者は、平成 21 年 7 月 31 日までに製造又は輸入されるものであって、改正前の規格には適合しているが、改正後の規格には適合していないもの又は適合しているかどうか不明なものについて、経過措置期間の終了日（平成 21 年 7 月 31 日）までに製造又は輸入されたものであることが経過措置期間の終了後（平成 21 年 8 月 1 日以降）も記録等により確認できるようにしておくことが必要。なお、製品に直接、製造年月日又は輸入年月日を表示することを義務づけるものではない。また、流通業者に対して製造者及び輸入者と同様な義務を課すものでもない。

Q 3 規格改正前に購入した食器で改正後の規格に適合しないものを営業上使用することは可能か。また、自宅で使い続けることは可能か。

A 3 改正前の規格に適合しているもので、既に製造・輸入して使用されているものについて、営業上の使用を禁止するものではない。

また、食品衛生法は、個人が自宅で使用することを規制するものではない。

Q 4 「販売」は禁止されているが、「無償で授与する」のであれば、規制の対象外と考えてよいか。

A 4 食品衛生法に規定する「販売」には、「不特定又は多数の者への販売以外の授与」も含まれることから、規制の対象となる。

Q5 陶芸教室、ガラス工芸教室等の生徒が作るものも規制対象に含まれるか。

A5 食品衛生法では、規格に適合しない製品を、販売の用に供するために製造又は輸入することは禁止しているが、趣味として自分が使う目的で陶芸作品を作ることは禁止していない。

Q6 平成21年8月1日以降に製造又は輸入されたものは、改正後の規格に不適合であれば、たとえ伝統的な工芸品であっても、一切販売してはならないのか。

A6 伝統的工芸品であっても、販売等はできない。特殊な用途のもの取扱については、Q12、Q14、Q17参照。

Q7 平成21年7月31日までに海外で製造され、平成21年8月1日以降に輸入されるものは、なお従前の取扱いとすることはできるか。

A7 従前の取扱いとすることができるのは、平成21年7月31日までに国内で製造されたものか又は同日までに輸入されたものである。

## (2) ガラス製・陶磁器製・ホウロウ引き

Q8 加熱調理用器具とは、どのような製品を指すか。熱燗で使われる徳利等は加熱調理用器具と見なされるのか。加熱調理用と表示されていない普通のご飯茶碗、マグカップ等も電子レンジにかけることがあるが、これらについては、加熱調理用器具の区分の規格を適用しなければならないか。

A8 加熱調理用器具とは加熱して使用することを主目的として製造されたもの（鍋、グラタン皿など）又は、加熱調理用、直火用、オープン用、電子レンジ用などと明示されたものであって、概ね100℃を超えて調理を目的に使用されるものをいう。したがって、カタログ等で料理レシピに食品の写真とともに当該製品に入れ電子レンジで〇分加熱調理などの記載があるものは、加熱調理用に該当する。ただし、取扱説明書などに電子レンジでも使用できますなどの記載がある製品であっても、電子レンジでの加熱調理を目的とした製品ではなく、盛りつけた食品の温め直しなどに短時間電子レンジをかけるだけの普通のご飯茶碗やマグカップは、加熱調理用器具には含まない。

また、100℃以下で使用される熱燗の徳利や、蒸し器の中で使用され、主に水蒸気により100℃以下で加熱される茶碗蒸しの器等は、加熱調理器具

には含まない。

Q9 改正前の規格には適合しているが、改正後の規格に不適合なものは、「酢の物、梅干し、酸性果汁（オレンジジュース、レモンカッシュ等）を長期間接触させないでください。」と使用上の注意を付ければ販売してよいか。

A9 平成21年8月1日以降に国内で製造又は輸入されるものは、新しい規格に適合していなければ、たとえ使用上の注意を付けても販売等は認められない。

Q10 ガラス製又は陶磁器製で、深さが2.5cm未満の加熱調理用ガラス器具の場合、規格値は、①液体を満たすことができないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満であるものの区分の規格値を用いるのか、それとも、②加熱調理用の規格値を用いるのか。

A10 ①の液体を満たすことができないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満であるものの区分の規格値を用いる。

Q11 液体を満たしたときの深さが2.5cm未満で、容量が3L以上のホウロウ引きの器具・容器については、①液体を満たしたときの深さが2.5cm未満又は液体を満たせないものの区分の規格を適用するのか、それとも、②3L以上の器具の区分の規格を適用するのか。

A11 ①の区分の規格を適用する。このとき、当該製品が加熱調理用器具であるか否かにより適用する規格が異なり、加熱調理用器具の場合は、Cdが $0.5\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 、Pbが $1\mu\text{g}/\text{cm}^2$ となり、加熱調理用器具以外のものである場合は、Cdが $0.7\mu\text{g}/\text{cm}^2$ 、Pbが $8\mu\text{g}/\text{cm}^2$ となる。

Q12 絵皿や茶道で使う抹茶茶碗には規格が適用されるか。

A12 食器の用途に用いるものは規格が適用される。

ただし、美術的な価値のある伝統的な工芸品の絵皿や抹茶茶碗は、可能な限り鉛が溶出しないように工夫する配慮は必要であるが、例えば、以下のような注意書きを添付するのであれば、必ずしも改正後の規格に適合していなくても差し支えない。

例) 「本品は、鉛を含有する釉薬（又は絵の具）を使用しており、酸性になると鉛を溶出する可能性があるため、（抹茶以外の用途、特に）酢の物、果汁等酸性の食品には使用しないで下さい。」

なお、食器の形状をしているが、飾り紐がついていたり、実用に供しな

いよう小孔のあけられている観賞専用の絵皿は、対象外である。

Q13 食品と接触しない外側だけに有鉛の赤絵の具で上絵付している場合、食品衛生法では外側からの鉛の溶出も規格の対象か。

A13 食品衛生法では、食品と接触しない外側の面からのカドミウム及び鉛の溶出については、規格の対象外である。なお、窯で焼成する時に鉛が移染する可能性があるので十分に注意する必要がある。

Q14 婚礼・宴会用超特大装飾大皿は、婚礼等の儀式、大宴会等の特別な場面でしか使わない装飾性の高い超特大の大皿であり、1人の人が一生に何回も使わないような製品である。こうした製品まで、他の日常使用の食器等と同じ4%酢酸による過酷な条件での溶出規格の適用を受けなければならないのか。

A14 婚礼・宴会用のものであっても、平成21年8月1日以降に国内で製造又は輸入するものは、新たな規格に適合する必要がある。

なお、平成21年7月31日までに改正前の規格に適合し、適切に国内で製造又は輸入されたものは、平成21年8月1日以降も販売及び営業上使用してよい。

Q15 改正後の規格に適合したガラス、陶磁器、ホウロウ引きの器具又は容器を製造するためには、どうすればよいか。

A15 従来どおりの製造方法では、改正後の規格に適合させることができない場合、

- ① 焼成温度は、使用する釉薬に合わせて十分に高い温度とする。また、窯の改良を行う、
- ② 食品と接触する内側の面に使う上絵付け用の絵の具や釉薬（フリット）を無鉛のものに切り替える等原材料の見直しを行う、
- ③ 食品と接触する内側の面には絵付けを行わない、
- ④ 有鉛絵の具を使った上絵の面積を小さくしたり、上絵にセーフティー・コートを施す、

等の方法が考えられる。

(3) 食品用器具又は容器の製造・修理用金属

Q16 金属製の茶筒・茶壺は、乾燥した食品を保存するものなので、アンチモン及び鉛の含有量に係る原材料一般の規格の対象外としてもよいか。金属製の菓子器及び菓子皿（銘々皿）は、乾燥した菓子のみを使用するのであれば、同様に扱ってもよいか。

A16 乾燥茶葉を保管することが明らかで、密封性の高い茶筒については、アンチモン及び鉛の含有量に係る原材料一般の規格の対象外として取扱うことで差し支えない。また、乾燥食品（油脂又は脂肪性食品を含有する食品を除く。）のみに使用する旨の注意喚起表示も必要としない。

金属製の菓子皿及び菓子器は、乾燥食品（油脂又は脂肪性食品を含有する食品を除く。）のみに使用するよう明示して販売するのであれば、アンチモン及び鉛の原材料一般の規格の対象外として取扱うことで差し支えない。

Q17 神仏具として儀式のみに使用されるものや、祭事のみに使用される錫製の御神酒徳利、御飯・茶湯器、屠蘇器（銚子・平盃）等であっても、アンチモン及び鉛の含有量に係る原材料一般の規格に適合しなければならないか。

A17 神仏具として儀式のみに使用されるもの、祭事のみに使用されるものは、アンチモン及び鉛の含有量に係る原材料一般の規格の対象外として取り扱うことで差し支えない。

Q18 茶托、ワインクーラーも適用対象か。

A18 規制の対象ではない。

Q19 開栓したときのみ食品と触れる飲料用サーバーの金属製蛇口や、食品が飛び跳ねた場合にしか食品と接触しない業務用食品製造器の金属部分等、常時食品と接触していない部分も鉛の含有量に係る原材料一般の規格の対象か。

また、炊飯器の内側の釜で多層構造を持つものの場合、規格をどのように適用するのか。

A19 短時間であっても食品や飲料と直接接触する部分は、原材料一般の規格の対象となる。

一部の電気炊飯器の釜のように多層構造を持つものについて、食品中に溶出するおそれのない2層目以降の部分に使用されている金属は、適用の対象にはならない。

Q20 改正後の鉛の含有量に係る原材料一般の規格に適合した金属製の器具又は容器を製造するためには、どうすればよいか。

A20 従来どおりの製造方法では、改正後の規格に適合させることができない場合、

① 鉛等の溶出がないように、食品と接触する部分に衛生上の危害を生ずるおそれのない措置を施す、

② 鉛等を使用していない、あるいは、改正後の含有量規格値以下の鉛しか含まない原材料に切り替える等の対策をとる、

等が考えられる。

Q21 金属製の器具・容器包装の原材料一般の規格について、試験法が記載されていないのは何故か。

A21 金属製品の場合、原材料一般の規格に適合した原材料を用いて製品を製造すれば、製品の原材料の試験検査を行う必要性がないため試験法を規定していない。試験を行う場合は、JIS規格等を参考にして酸で溶解して原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法で測定するか、表面については蛍光X線分析装置で測定する。

#### (4) 銅製又は銅合金製の食品用器具及び容器

Q22 器具及び容器包装の製造基準には、銅製又は銅合金製の器具及び容器包装は、その食品と接触する部分を全面スズメッキ又は銀メッキその他衛生上の危害を生ずるおそれのない処理を施さなければならないと規定されているが、例えば、銅板、たこ焼き器、今川焼き器等のように高温で使用するによりメッキがはがれるおそれのあるものは、どのようにすればよいか。

A22 製造基準のただし書きでは、固有の光沢を有し、かつ、さびを有しないものは、スズメッキ、銀メッキ等を施さなくても良いこととなっており、これらのものにスズメッキ、銀メッキ等を施す必要はない。

むしろ、これら高温で使用するによりメッキがはがれるおそれのあるものにスズメッキを施すと、それらがはがれて食品に混入するおそれがある。そのため、こうした製品にはスズメッキを施さないことが望ましい。

Q23 メッキ等が施されていない銅製又は銅合金製の器具又は容器包装は、どのような点に注意して販売すればよいか。

A23 銅製品については、まれに吐き気、嘔吐、下痢等の食中毒が報告されている。その理由として、内面の損傷等がある銅製器具を用いて、スープストック、焼きそば等の食品を長時間保存したり、または洗浄後の水切りが不十分で水が溜まっていたものをそのまま使用するなどにより、大量の銅イオンが食品へ移行し発症したものと推定されている。<sup>(注)</sup>

こうしたことから、メッキ等の処理を施していない銅製又は銅合金製の器具又は容器包装の製造業者及び輸入業者は、① 銅製品に接触させて食品を長時間保存しないこと、ソースなど酸性食品を使用する場合には特に注意すること、② 使用後は洗浄して良く乾燥させること等、銅製品の特性を踏まえた正しい使用方法について情報提供をすることが望ましい。

(注) 東京衛研年報, 52, 159-162, 2001 / 53, 144-148, 2002

#### (5) 試験検査

Q24 検査検体数は、何検体とらなければならないか。

A24 現在、食品衛生法のこの規格では、特段の定めをしていない。今回の規格改正の参考としたガラス、陶磁器、ホウロウ引きに関わるISO規格では4検体使用することになっているが、検査に際しては、検体の代表性、試験成績のバラツキを考慮し、適切な検体数とされたい。

Q25 容量3L以上のホウロウ引きの器具・容器の試験片が入手できない場合、試験は、どのように試験を行えばよいか。ホウロウの表面に絵柄がある場合、どのような試験片を用いればよいか。

A25 4%酢酸を満たして試験液を調製し、測定後に表面積当たりの溶出量に換算する。ホウロウの表面に絵柄がある場合も、試験片が入手できない場合と同様に試験を行う。

平成 20 年 3 月 31 日  
食安発 0331007 号

各 都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の  
一部改正について

食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部がそれぞれ「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」（平成 20 年厚生労働省令第 66 号）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（平成 20 年厚生労働省告示第 153 号）をもって改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第 1 改正の要旨

- 1 近年の多様化したおもちゃに対応できるよう、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 62 条第 1 項に規定する「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ」（以下「指定おもちゃ」という。）として規則第 78 条に規定するおもちゃの範囲を拡大することとしたこと。
- 2 国際的に通用しているおもちゃの規格（ISO 規格等）を取り入れ、おもちゃの衛生上の観点からの規格の国際整合性の確保を図ることとしたこと。
- 3 鉛等に係る規格を強化し、衛生上の観点から、より一層のおもちゃの安全性の確保を図ることとしたこと。

### 第 2 改正の要点

#### 1 規則に係る改正の要点は次のとおりである。

##### (1) 指定おもちゃの材質制限の撤廃

改正前の規則第 78 条第 1 号に掲げる「口に接触することをその本質とするおもちゃ<sup>(注1)</sup>」及び同条第 4 号に掲げるおもちゃについて設けられていた材質の制限を廃止したこと。

(注 1) 「口に接触することをその本質とするおもちゃ」とは、口に入れる又は唇に触れることを意図して設計製造されたがん具をいい、おしゃぶり、歯がため、ふくれんぼ、シャボン玉の吹き出し具、口紅の形をしたおもちゃ、おもちゃの吹奏楽器類（ラッパ、笛、ハーモニカなど）が含まれる。

##### (2) 対象がん具の追加

改正後の規則（以下「新規則」という。）において、新たに、アクセサリーがん具<sup>(注2)</sup>、知育がん具（口に接触する可能性のあるものに限り、新規則第 78 条第 2 号に掲げるものを除く。）<sup>(注3)</sup>及び新規則第 78 条第 2 号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ<sup>(注4)</sup>を追加したこと。

(注 2) 「アクセサリーがん具」とは、乳幼児がアクセサリーとして用いるがん具（具体的には、指輪、ネックレス、ブローチ、ペンダント等の装身具の形態をしたがん具）のことをいう。ただし、キーホルダー、携帯電話のストラップ等おもちゃとして遊ぶことを目的としないものは、これに含まれない。

(注 3) 「知育がん具」とは、乳幼児の知的能力を中心とする心身の発育を促進することを目的とするがん具、又は、それに資すると考えられるがん具のことをいう。また、口に接触する可能性のあるものに限定した理由は、メリー等、乳幼児の手が届かない所に設置して、口に接触する可能性のないものを除外するためである。

(注 4) 「新規則第 78 条第 2 号に掲げるおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ」とは、例えば、a) 電車のおもちゃに付属するレール、駅舎、踏切、トンネルや樹木、b) 人形と組み合わせて遊ぶ家、家具、食器、c) 粘土の鑄型やへら等を指す。

(3) 乗物がん具の除外規定の廃止

ぜんまい式の乗物がん具及び電動式の乗物がん具を指定おもちゃの対象としたこと。

2 告示に係る改正の要点は次のとおりである。

(1) 原材料から最終製品の規格への変更

ア 「塗料」から「塗膜<sup>(注5)</sup>」へ

原材料としての「塗料」の規格から最終製品の一部としての「塗膜<sup>(注6)</sup>」の規格に変更し、最終製品で試験ができるようにしたこと。

(注5) 「塗料」は、がん具に塗布する前の液状のものを指すのに対し、「塗膜」は、がん具に塗装した塗料等に含まれていた溶媒が揮散して乾燥した固体状のものを指す。

(注6) 「塗膜」は、塗料及び類似のコーティング材料から成るものであって、かつ、がん具の基材の表面上に形成又は沈着される層状の材料の被膜で、鋭利な刃物で削り取ることができるものを指す。

イ 「材料」から「製造された部分」へ

原材料としての「ポリ塩化ビニルを主体とする材料」及び「ポリエチレンを主体とする材料」の規格を、最終製品のうちこれらの材料を用いて製造された部分の規格に変更し、最終製品で試験ができるようにしたこと。<sup>(注7)</sup>

(注7) 改正前の規格が、固形状、粒状、液状の原材料の規格であったのに対し、改正後は、最終製品のうちこれらの材料で製造された部分の規格としたこと。

(2) 鉛等に係る規格の強化

ア ISOを参考とした溶出規格への変更

塩化ビニル樹脂塗料の溶出規格については、従来、乳幼児ががん具を口に入れて唾液中に重金属等が溶出することを想定して作られていたが、これを、ISO8124-3を参考に、乳幼児が塗装部分をかじって塗膜の一部を飲み込むことを想定した溶出規格に変更したこと。

これに伴い、塩化ビニル樹脂塗料に係る溶出条件を40℃の水30分溶出から37℃の0.07mol/l塩酸2時間溶出に変更したこと。

また、従来、塩化ビニル樹脂塗料に係る鉛については重金属として試験を行い、ヒ素の試験とともに比色法を採用していたが、改正後のヒ素の試験法及び新設した鉛の試験法では原子吸光度法、誘導結合プラズマ発光強度測定法を採用し、重金属試験は廃止したこと。

ポリ塩化ビニルを用いて塗装された塗膜については、蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量の規格が適用されるものであること。

イ 対象となる塗膜の拡大

従来、塩化ビニル樹脂塗料のみに設定されていた規格を、これを含むすべての塗料及びコーティング材料から成る塗膜が対象となるように拡大したこと。

ウ 金属製アクセサリーがん具に係る鉛の規格の新設

新たに金属製アクセサリーがん具（乳幼児が飲み込むおそれのある大きさのものに限る。）に係る鉛の溶出規格を設定したこと。

ISO規格等に準じ、乳幼児が誤飲により飲み込むおそれのある大きさを判別するための容器を定め、この容器内に圧縮しない状態で置いたとき、容器内に収まる大きさとしたこと。

第3 適用期日（別添参照）

1 規則関係

規則第78条の改正については、平成20年5月1日から適用すること。ただし、平成20年9月30日までに製造され、又は輸入されるものについては、当該おもちゃに係る法第18条第2項の規定は、適用しない。

2 告示関係

告示の改正については、平成20年3月31日から適用すること。ただし、平成20年9月30日までに製造され、又は輸入されるものについては、なお従前の例によることができる。



(別添)

第4 運用上の注意

- 1 指定おもちゃの範囲の拡大に伴い新たに指定おもちゃに含まれることとなったものを輸入する場合は、平成20年5月1日から輸入届出の対象となる点に留意されたいこと。
- 2 平成20年10月1日以降に、改正後の規格に適合しない指定おもちゃが発見された場合は、当該おもちゃの国内製造年月日又は輸入年月日を確認の上、対応すること。
- 3 指定おもちゃを製造、輸入又は販売若しくは営業上使用する事業者に対しては、指定おもちゃに関して消費者から寄せられた食品衛生上の危害（医師の診断を受けたものに限る。）に関する情報及び食品衛生法に違反する指定おもちゃに関する情報について、保健所等へ速やかに報告するよう指導されたいこと。

	平成20年3月31日から平成20年4月30日までに製造又は輸入されるもの	平成20年5月1日から平成20年9月30日までに製造又は輸入されるもの	平成20年10月1日以降に製造又は輸入されるもの
従来からの指定おもちゃであるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正前の規格基準に適合していれば良い。</li> <li>・輸入品にあつては食品等輸入届出書の提出が必要。</li> <li>・平成20年10月1日以降もそれ以前と同様に取り扱うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正前の規格基準に適合していれば良い。</li> <li>・輸入品にあつては食品等輸入届出書の提出が必要。</li> <li>・平成20年10月1日以降もそれ以前と同様に取り扱うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正後の規格基準に適合していなければならない。</li> <li>・輸入品にあつては食品等輸入届出書の提出が必要。</li> </ul>
改正により新たに指定おもちゃとなるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定おもちゃに該当しない。</li> <li>・改正前及び改正後の規格基準への適合を求めない。</li> <li>・輸入品であっても食品等輸入届出書の提出の必要なし。</li> <li>・平成20年10月1日以降もそれ以前と同様に取り扱うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定おもちゃに該当する。</li> <li>・改正前及び改正後の規格基準への適合を求めない。</li> <li>・輸入品にあつては食品等輸入届出書の提出が必要だが試験検査成績書の添付を要しない。</li> <li>・平成20年10月1日以降もそれ以前と同様に取り扱うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定おもちゃに該当する。</li> <li>・改正後の規格基準に適合しなければならない。</li> <li>・輸入品にあつては食品等輸入届出書及び試験検査成績書の提出が必要。</li> </ul>

(別添)

食安基発第 0416001 号  
平成 20 年 4 月 16 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課長

おもちゃに係る改正に関する Q & A について

平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省令第 66 号により食品衛生法(昭和 22 年法律 233 号)第 62 条に基づき食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)(以下「規則」という。)第 78 条に規定するおもちゃを改正するとともに、平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 153 号により食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)(以下「告示」という。)の第 4 おもちゃの部に規定するおもちゃ及びその原材料の規格を改正したが、その取扱いにつき、別添の Q & A を作成したので、貴管下関係業者に指導方ありたい。

指定おもちゃ及びおもちゃの規格の改正に係る Q & A

1. 指定おもちゃの範囲

Q 1 がん具でない子供用のアクセサリーとアクセサリーがん具をどのように区別するのか。乳幼児用のアクセサリーは、すべてがん具とみなすのか。

A 1 乳幼児用のアクセサリーを、すべてがん具とみなす訳ではなく、装飾を目的とするものか、がん具として遊ぶことを目的とするものかで区別する。首飾りやブローチのうち、例えば、宝石、貴金属等を使用したもので専ら装飾目的のものは、指定おもちゃに該当せず、規制対象外であるが、がん具として遊ぶことを目的とするものは、指定おもちゃに該当する。

Q 2 金属を使用したキャラクターのついた携帯電話用ストラップやキーホルダーは、金属製アクセサリーがん具に該当するのか。

A 2 乳幼児向けおもちゃとして遊ぶことを目的とするものでなければ、該当しない。

Q 3 金属製アクセサリーがん具それ自身(全体)は誤飲判定の容器内に納まらないが、その部品が金属製で誤飲判定容器内に納まる場合、この金属製アクセサリーがん具(全体)は、飲み込むおそれのあるものに該当しないと判断して良いか。

A 3 金属製アクセサリーがん具の部品が構造上取り外すことができるように設計製造されているもので、かつ、その部品に金属が使用されているものにあつては、飲み込むおそれのあるものに該当する。したがって、取り外すことのできる金属製の部品は金属製アクセサリーがん具の規格に適合する必要がある。

Q 4 合成樹脂製のアクセサリーがん具に金属メッキを施してある場合、金属製アクセサリーがん具として取り扱うのか。

A 4 金属製アクセサリーがん具として取り扱う。

Q 5 乗り物ががん具には、乳幼児がそれに乗って遊ぶことを目的とする大型の電車、自動車や三輪車を含むのか。

A 5 これらは乗り物ががん具に該当しないものとする。

Q6 自動車の運転席を模した乳幼児向けのおもちゃであって、車輪や座席はなく、音や光が出るおもちゃは、知育がん具に該当するかの。

A6 該当する。

Q7 知育がん具で除外されている「乳幼児の口に接触するおそれのないものとは、具体的にはどのようなものを指すか。知育がん具以外であっても口に接触するおそれのないものであれば同様に対象外として良いか。

A7 乳幼児が直接触れることなく、音や動き等で乳幼児の興味を引くことを目的とするようなおもちゃで、天井から吊す、又はベッドの枕元に固定して頭上高く吊す等して手の届かないところに固定するもの（メリー等）が該当する。その他のおもちゃであっても、明らかに口に接触するおそれのないものは、同様に除外して良い。

Q8 炊事や食事のまねごとをする遊び以外のまねごと（手芸、掃除、化粧等のまねごと）に使用するがん具は「ままごと用具」に該当しないこととされている（フタル酸のQ&AのQ7-7）が、指定おもちゃの範囲の改正後は、これらが該当するカテゴリーがあるか。

A8 知育がん具に該当する。

Q9 室内用のジャングルジム、滑り台、ぶらんこ、幼児が中に入って遊ぶことを目的とするミニチュアの家等は、知育がん具に該当するか。

A9 遊戯具に類似するこれらのものは、知育がん具に該当しないものとする。

Q10 ① 植物（花など）等動物以外の生物や、生物ではないものに目、鼻、口等がついて擬人化されているがん具や、② 架空の生物等、人や動物以外のものをモチーフにしたおもちゃは、指定がん具に該当するか。

A10 ①擬人化されたおもちゃは人形に該当し、②架空の生物等、人や動物以外の生命体をモチーフにしたおもちゃは、動物がん具に該当する。なお、動物には、は虫類、昆虫等も含める。

Q11 乳幼児向けのおもちゃの調理器具で、実際に食品を調理することを目的とするものは、おもちゃの規制の対象なのか。

A11 おもちゃの規制の対象（ままごと用具）である。なお、実際に食品を調理することを目的とするものは、食品衛生法上の器具又は容器包装の規格基準も適用になる。

Q12 布製のぬいぐるみは指定おもちゃに該当するか。

A12 指定おもちゃに該当する。

Q13 前号のおもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃには、具体的にはどのようなものがあるか。

A13 以下に一例を挙げる。

- ・ 乗物がん具のレール、木や信号、駅舎、立体駐車場
- ・ 人形とセットになったほ乳瓶や洋服、ドールハウス
- ・ 粘土の型やへら
- ・ おもちゃのボールとバット

また、リモート・コントロールのおもちゃの場合、操作を行うコントローラー等も組み合わせおもちゃに該当し、指定おもちゃに該当する。

Q14 指定おもちゃと組み合わせて遊ぶことを前提とするおもちゃは、単品で輸入される場合（レールのみ、立体駐車場のみ、ドールハウスのみなど）は、届出対象か。

A14 食品等輸入届出の対象である。

Q15 浮き輪、装飾用人形（五月人形、ひな人形等）、鉛筆キャップの人形（キャップから取り外せないもの）は、指定おもちゃに該当するか。

A15 指定おもちゃには該当しない。

Q16 木製の動物や人形の形をした民芸品は、食品衛生法の指定おもちゃの規制対象か。

A16 乳幼児を対象とするおもちゃであれば対象である。

Q17 乳幼児向けのおもちゃとして使用できる容器に入った菓子製品について、当該容器は、おもちゃの規制の対象なのか。

A17 指定おもちゃに該当するものであれば、規制の対象である。

## 2. おもちゃの規格基準

Q18 どのようなものが塗膜に該当するのか。

A18 「塗膜」とは、塗料及び類似のコーティング材料から成るものであって、かつ、がん具の基材の表面上に形成又は沈着される層状の被膜で、鋭利な刃物で削り取ることができるものを指す。塗料、ニス、ラッカー、インク、ポリマー又は類似の性質を持つその他の物質から成るものを対象とし、金属粒子を含有しているかどうか、おもちゃへの塗布の方法は問わない。この塗膜の定義は、ISO 8124-3 に準拠したものである。

Q19 透明な塗膜であっても、鉛、カドミウムの溶出試験を行う必要があるのか。

A19 透明な塗膜であっても、鉛又はカドミウムの化合物はポリ塩化ビニルの安定剤等に使用される可能性があるため、試験の対象とする。

Q20 塗膜が10mgに満たない場合、どうすれば良いか。

A20 告示で定めたとおり、試料が10mgに未滿のときには試験を行わなくても良い。

Q21 一つのおもちゃが成分や色の異なる塗膜を有する場合、どのように試験すれば良いか。

A21 食品衛生法に定める規格に適合していると判断するためには、色毎に試験を行う。混和して試験を行う場合には、1色でも不適合なものがあれば検出できるように検出感度を十分低くして試験を行い、不適合の可能性がある場合には色ごとに試験を行う必要がある。

Q22 塗膜及び金属製アクセサリーががん具の試験において、試験溶液を調製してから24時間を超えて試験溶液を保存してから測定する場合、どうすれば良いか。

A22 原則として、試験溶液を調製してから24時間以内に測定を行うこと。それを超えて試験溶液を保存する場合には、塩酸濃度が約1mol/lとなるように塩酸を添加すること。

Q23 塗膜又は金属製アクセサリーががん具の試験において、蛍光X線分析を溶出試験のスクリーニングとして用いても良いか。

A23 蛍光X線分析法を用いた鉛、カドミウム及びヒ素のスクリーニングにつ

いては、食品衛生法の規格値を超えるものを見落とさない十分に低い値で判別するならば差し支えない。鉛等が判別値を超えて検出された場合には溶出試験を行うこと。また、金属製アクセサリーががん具でメッキされたもので鉛が検出された場合には量にかかわらず溶出試験を行うこと。いずれにせよ、結果に疑義が生じた場合等には告示で示されている試験法を用いて最終判定が行われることを留意されたい。

Q24 塗膜及び金属製アクセサリーががん具の規格に規定されている「補正值」とは何か。

A24 補正值は、測定機関間の測定値のバラツキ等を考慮して規格への適・不適を判定するためにISOにおいて採用されているものをそのまま導入したものである。カドミウム及び鉛の補正值は30、ヒ素の補正值は60とされている。下の計算式により実測値を補正して算出した溶出量を用いて規格への適・不適を判定する。例えば、鉛の場合、補正值が30なので、下の計算式により実測値から算出した試料1g当たりの溶出量の70%の値をもって規格への適・不適を判定する。

$$\text{溶出量}(\mu\text{g/g}) = \frac{\text{試験溶液濃度}(\mu\text{g/ml}) \times \text{試験溶液量}(\text{ml})}{\text{試料量}(\text{g})} \times \frac{100 - \text{補正值}}{100}$$

Q25 繊維製おもちゃの着色料の試験法については、当検査機関では、肉眼観察による判断のバラツキを小さくするため、以下の比較対照液を置いた上で、それと同等以下の色の場合には、着色料の溶出が認められないとの判断をしているが、それで差し支えないか。

① 対象年齢が3歳未滿のおもちゃ

赤色系比較対照液 塩化コバルト(Ⅱ)六水和物  $\text{CoCl}_2 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$  [K8129、特級] 5.0gを量り、水に溶かして100mlとし、その2mlに水を加えて100mlとする。

黄色系比較対照液 クロム酸カリウム  $\text{K}_2\text{CrO}_4$  [K8312、特級] 0.16gを量り、水に溶かして100mlとし、その2mlに水を加えて100mlとする。

青色系比較対照液 硫酸銅(Ⅱ)五水和物  $\text{CuSO}_4 \cdot 5\text{H}_2\text{O}$  [K8983、特級] 25gを量り、水に溶かして100mlとし、その2mlに水を加えて100mlとする。

② 対象年齢が3歳以上のおもちゃについては、希釈時の溶液の採取量2mlをそれぞれ3mlに変更したものを使用。

A25 繊維製おもちゃについて、貴見のとおり判断して差し支えない。また、他の検査機関において同様の検査を実施する場合においても、上述の方法により行うこと。

Q26 今回の改定では、指定玩具について材質の制限が撤廃され、紙製・木製の多くの玩具が指定玩具となったが、おもちゃの製造基準の着色料の溶出試験において、これらについては素材による試験溶液の着色も想定される。そのため、紙製・木製の玩具については、着色料の溶出であることが明らかなものについては不適合とするものの、試験溶液の着色が、着色料由来か、素材由来か判然としない場合は、繊維製玩具と同様に、比較対照液(Q25の溶液の採取量2mlをそれぞれ1mlにしたもの)と同等以下の色であれば、製造基準にいう着色料の溶出が認められないものとして取り扱うこととしたいが差し支えないか。

A26 そのように取り扱って差し支えない。

Q27 おもちゃから着色料が溶出した場合、それが規則別表第1に掲げる着色料以外の化学的合成品たる着色料であるかどうかをどのように確認すればよいのか。

A27 製造業者又は輸入業者に問い合わせを行い、回答された着色料が規則別表1に掲げる着色料または既存添加物名簿に掲載されている着色料である場合には、おもちゃから着色料を抽出し、液体クロマトグラフィー、ガスクロマトグラフィー、薄層クロマトグラフィーなどによりそれに合致することを確認する。

Q28 製造基準では、表面積1cm<sup>2</sup>につき2mlの水を用いて調製した試験溶液50mlを用いて判定をするように定められているが、1つのがん具から得られる試験溶液が50mlに満たない場合、どのように試験を行えば良いか。また、1つのがん具に複数の色や素材が使用されている場合はどのようにすれば良いか。

A28 1つのがん具から得られる試験溶液が50mlに満たない場合、得られた試験溶液に水を加えて50mlとしたものを用いて判定を行う。その際、複数の色や素材がある場合も、1つの試料として取り扱う。

Q29 着色料の試験において、40℃に保つため電気乾燥器を用いてもよいか。

また試験終了時に試料を取り出す際、試験溶液を絞り出す方がよいか。

A29 着色料の試験においては水温を40℃に保った恒温槽を使用すること。また試験終了時に試料は絞らずにそのまま引き上げること。

### 3. その他

Q30 新たに指定おもちゃとなるおもちゃには、いつからどのような義務がかかるのか。

A30 輸入品に関しては、平成20年5月1日から食品等輸入届出の対象となり届出を行う必要がある。

新たに指定おもちゃとなるおもちゃについて、改正後の規格は、平成20年5月1日から適用されるが、経過措置として、平成20年9月30日までに国内で製造され、又は海外から輸入されたものは、平成20年10月1日以降も引き続き販売等行って差し支えない。

Q31 うつし絵、折り紙、ゴム製おしゃぶり、ポリ塩化ビニル製またはポリエチレン製の塗装されていないおもちゃで従来から指定玩具であるものは、規格基準改正後に試験をとりなおす必要があるか。

A31 うつし絵、折り紙、ゴム製おしゃぶり、ポリ塩化ビニル製またはポリエチレン製の塗装されていないおもちゃで従来から指定玩具であるものについては、規格基準改正による変更点はないので試験をとりなおす必要はない。

Q32 「平成20年9月30日までに製造されたもの」には、平成20年9月30日までに海外で製造されたものも含まれるか。

A32 含まれない。

(別添)

食安基発第0707001号  
平成20年7月7日

指定おもちゃへの該当性及び区分に係るQ&A

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課長

おもちゃに係る改正に関するQ&Aについて(その2)

平成20年3月31日厚生労働省令第66号により、食品衛生法(昭和22年法律233号)第62条に基づき食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)(以下「規則」という。)第78条に規定する、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるおもちゃの範囲を改正したところであるが、その取扱いにつき、別添のQ&Aを追加作成したので、貴管下関係業者に指導方ありたい。

1. アクセサリーがん具関係

Q1 アクセサリーがん具の具体的な形態はどのようなものか。

A1 アクセサリーがん具は、ティアラ、イヤリング、ネックレス、ペンダント、ブローチ、ブレスレット、指輪、アンクレット等の装飾品の形態をしたおもちゃである。サングラスを模したおもちゃは、知育がん具に分類する。

Q2 6歳未満を対象とするある商品がアクセサリーがん具に該当するかどうかを、遊ぶことを目的とするものか、装飾を目的とするものかにより判断する際、その形態等その他、国内製造者又は輸入者の説明、販売方法等により判断して差し支えないか。

A2 製品の形態、販売方法(例)童話の主人公等になりきって遊ぶためのアクセサリーのセットとして設計・製造・販売されている場合)等から遊ぶことを目的とするものであるかどうかを客観的、総合的に判断すべきである。

Q3 いかなる形状の髪留めであっても、髪留めとして使用可能なものは、髪留めと考え、指定おもちゃに該当しないものとして取り扱って差し支えないか。

- (1) おもちゃ売り場で販売している髪留め
- (2) キャラクターで装飾した髪留めで、髪留めとして使用可能なもの
- (3) キャラクターで装飾したもので、一見、髪留めに見えるが髪留めとして使用不可能なもの

A3 アクセサリーがん具として販売されているものは、指定おもちゃに該当するものとして取り扱う。これ以外の場合は、遊ぶことを目的に設計・製造されているかどうかで指定おもちゃの該当性を判断する。

(1)については、売り場で指定おもちゃの該当性は判断しない。髪留めにすることを主目的とするものは指定おもちゃに該当しないものとする。

(2)については、6歳未満を対象に、童話やアニメの主人公になりきって遊ぶ等の目的で設計・製造・販売されているものでなければ、通常、ファッション小物、アクセサリー小物等の雑貨(注)に該当し、指定おもちゃには該当しないため、規制対象外である。

(注) 以下「雑貨」とは、おもちゃ以外の種々の日常生活用品のことをいう。

(3)については、6歳未満を対象とするおもちゃとして遊ぶ目的で設計・製造・販売されているものは、指定おもちゃに該当するものとする。

Q4 ①アニメのキャラクターの耳の形の飾りがついた繊維製の帽子、頭巾、ポンチョ等や②カチューシャの形をしたものに動物の耳を模した飾りがついたおもちゃは、アクセサリがん具に該当するか。

A4 こうした飾りがついた繊維製の帽子、頭巾、ポンチョ等の形態の製品が、防寒、装飾といった帽子、頭巾、ポンチョ等の本来の実用的な目的で使用されることを目的として縫製等されているのではなく、おもちゃとして遊ぶことを目的に製造されているのであれば知育がん具に該当する。合成樹脂等でできたヘルメット状の帽子で、動物等の耳の形をした飾りがついていて遊ぶことを目的とするものやカチューシャの形をしたものに動物等の耳を模した飾りがついたおもちゃは知育がん具に該当する。

Q5 アニメのキャラクターが描かれているピンズ、ピンバッジは、アクセサリがん具に該当するか。

A5 これらは、コレクションや装飾に使用される雑貨であり、遊ぶことを目的とするアクセサリがん具に該当しない。

Q6 めいぐるみが身につけているペンダントは、アクセサリがん具に該当するか。

A6 糸で縫いつける等により取り外せないようになっていれば、めいぐるみの一部であり、乳幼児が身につけて、ごっこ遊び等をすることを目的とするアクセサリがん具に該当しない。

Q7 合成樹脂製のリングに直接キャンディーが接触していて、指輪のような形態をした食品があるが、キャンディーを喫食した後に残ったリングは、アクセサリがん具か、それとも食品用の器具か。

A7 食品用の器具である。また、喫食後のリングがおもちゃとして遊ぶことを目的に設計・製造されている場合は、食品用の器具・容器包装とおもちゃの規格・基準を同時に満たす必要がある。

## 2. 知育がん具関係

Q8 知育がん具の具体例としてはどのようなものがあるか。

A8 知育がん具の具体例としては、以下のようなものがある。(いずれも乳幼児用のおもちゃであるもの。)

輪投げ、フェルト製の的と先端にマジックテープがついたダーツ・セット、合成樹脂の平板ボードの的と先端に吸盤のついた矢及び弓のセット、蛍光を発する使い捨てスティックで、ペンライトにしたり曲げてカチューシャのように頭に付けられるもの、おもちゃの手品セット、パズル、玉おとし、大工道具セット、診療器具セット、アニメキャラクターの使用用小道具(変身プレスレット、武器類等)、サングラスを模したおもちゃ、おめかしバッグ、ひも通し、木製の数字の形に切り抜かれているおもちゃ、専ら乳幼児を対象とするパソコンを模したおもちゃ、まねごと(ちゃんばらごっこ)遊びで使用する内部が中空で合成樹脂製の刀や手裏剣、風呂で遊ぶおもちゃであって人形・動物がん具・乗り物がん具以外のおもちゃ(水鉄砲等)、ピストル型又は竹製で筒型の水鉄砲、銀玉鉄砲、空気鉄砲及びこれらに類似するおもちゃ、人形等の指定おもちゃを使用せず、家型の箱庭に家具等のみで配置を楽しむ等して遊ぶおもちゃ、マイクの形をしていて中に菓子に入った乳幼児向けおもちゃ、合成樹脂製フィルムで製造された折り紙状の製品、恐竜等の骨組みを模した大型の組立て式パズルで子供の身長程にもなるおもちゃ、一般的な「積み木」や「ブロックがん具」に該当すると判断することが難しい組み立て式のおもちゃ(木の幹に、枝、葉を見立てたリング状の部品を積み上げていくもの等)、蒔き絵セット(粉、蒔き絵盤)、望遠鏡、双眼鏡を模したおもちゃ、砂場セット(シャベル、スコップ、熊手、ふるい、ざる、バケツ、じょうろ、じょうご、型取り用のカップ、カップに押し込む落とし蓋、コテ、上に砂を入れると砂時計のように落下する砂の勢いで羽根車が回る砂場用おもちゃ)等

Q9 アニメキャラクターの使用用小道具に該当しないもので、音や光を発するピストルの形をしたおもちゃは、まねごと遊びで使用する知育がん具に該当するか。

A9 知育がん具の区分は、他の区分で読み込むことのできないおもちゃを読み込むバスケット・クローズとしての意味もあり、質問のおもちゃについても知育がん具に該当するものとして取り扱う。

Q10 無地の木の板に絵を描いて自分で羽子板を作成するキットは、知育が  
ん具に該当するか。

A10 実際の羽根突きの用に供せず、乳幼児用のおもちゃとして設計・製  
造・販売されているものであれば、知育がん具に該当する。完成した羽  
子板をガラスのケース等に入れて飾っておく装飾目的のものであれば、  
ひな人形や五月人形と同様に対象外となる。また、屋外で羽根突きをす  
るという実用的な目的を有するものであれば、スポーツ用品に準ずる取  
扱いとし、対象外として差し支えない。

Q11 凧は知育がん具に該当するか。

A11 スポーツ・カイトも含め、凧は、知育がん具に該当しない。

Q12 ボード・ゲームは、知育がん具に該当するか。

A12 通常の囲碁、将棋、チェス等は乳幼児用のおもちゃとは考えられない  
ため、知育がん具に該当しない。また、乳幼児を対象とする双六、オセ  
ロは、知育がん具に該当する。ボード・ゲームのうち乳幼児を対象とす  
る、簡単なルールのもは、知育がん具に該当する。知育がん具に該当  
する場合、セットに含まれる、碁石、駒、サイコロ、ルーレット、盤面  
等セットに含まれる一式を合わせて全体として知育がん具とする。

Q13 砂場セットに人形、動物がん具、乗物がん具が含まれている場合、これ  
らも知育がん具に該当するか。

A13 砂場セットの中に、人形、動物がん具、乗物がん具等が含まれる場合、  
これらは、それらの該当する区分の指定おもちゃとして取り扱い、知育が  
ん具に含めない。

Q14 ケーブルによりテレビに接続したボード、キーボード等を使って絵を描  
いて画面に映し出したり、クイズを解いたりするおもちゃは、知育がん具  
に該当するか。

A14 専ら乳幼児を対象として設計・製造・販売されるものは知育がん具に該  
当する。この場合、ソフトウェアの記録されているメモリのカートリッジ  
等が、容易に着脱可能な構造であれば、当該カートリッジ等も対象となる。

Q15 着脱可能なゲームソフト、これを装着できる本体及びコントローラーか  
ら成る非携帯式のゲーム機で、ケーブルにより本体とテレビを接続してコ

ントローラーを操作して遊ぶものは、ゲームソフトが6歳未満の乳幼児を  
対象とする場合、知育がん具に該当するか。

A15 専ら乳幼児を対象として設計・製造・販売されるものはコントローラー  
も含め知育がん具に該当する。この場合、ソフトウェアの記録されている  
メモリのカートリッジ等も対象となる。

Q16 着脱可能なゲームソフトで作動させるゲーム機で、主に成人を対象とす  
る携帯型の高性能汎用ゲーム機に、就学前児童を対象としたゲームソフト  
を装着した場合、知育がん具に該当するものと考えて、ゲーム機本体及び  
ゲームソフトの記録されたカートリッジ等を、届出の対象とすべきか。

A16 これらについては、本体、ソフトウェアの記録されたメモリのいずれも  
指定おもちゃに該当しない。

Q17 平成15年6月3日付け医薬局食品保健部基準課事務連絡「フタル酸エ  
ステル類を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂の  
使用に関する取扱いについて」には、Q&AのQ7-7にてままごと用具が  
定義され、炊事や食事のまねごとをする遊びに使用されるおもちゃが含ま  
るとされている。また、手芸、掃除、化粧のまねごとをする遊びに使用す  
るおもちゃはままごと用具に該当しないと記されている。

そこで、今回の改正により炊事や食事のまねごと以外のまねごと（例え  
ば手芸、掃除、化粧のまねごと等）をする遊びに使用されるおもちゃにつ  
いては、全て知育がん具として取り扱うものと解釈してよいか。

A17 よい。

Q18 吹奏楽器以外の楽器（ギター、バイオリン等の弦楽器、太鼓、木琴等の  
打楽器、ピアノ等の鍵盤楽器）として遊ぶことを目的とする乳幼児用おも  
ちゃは、知育がん具に該当するか。

A18 該当する。幼児向けの楽器に該当するの、楽器の形態をしたおもち  
やに該当するの、当該製品が、正しい音階で演奏することができる  
ように設計・製造されているか否か、デザイン等に玩具性があり、演奏  
よりも遊ぶことを主目的としているか否か、楽器が作られている材料・  
構造等から見て演奏を主目的としているか否か等の観点から総合的に  
判断する。

Q19 パペット（指人形を含む）は、知育がん具に該当するか。

A19 パペットの形態により人形、動物がん具又は知育がん具に該当する。



Q20 ひらがなやアルファベットへの関心を高めるような製品とセットで販売されている、本体と一緒に遊ぶための紙製のカードやミニ絵本のような小冊子は、「知育がん具」の一部に該当するか。

A20 本体の製品が、遊ぶことを目的とするものか、教育を目的とするものかにより、当該製品が知育がん具か教育用品かを判断する。本体附属のカードについても同様。トランプのようなものであればおもちゃとなりうるが、教育を目的とする教育用品であれば対象外。附属の小冊子は、おもちゃ又は教育用品と組み合わせられた書籍であり、おもちゃには該当しない。

Q21 外観は絵本の形態だが、中を開くと、①楽譜と鍵盤を押すとピアノの音ができる電子装置（モジュール）で構成されているもの、②乗物の絵、文書と、ボタンを押すと踏切やサイレンの音ができる電子装置で構成されているもの、③動物の絵、文書と、ボタンを押すと鳴き声ができる電子装置で構成されているもの、④祭りの絵とボタンを押すと太鼓等の音が出る電子装置で構成されているもので、これら電子装置が絵本と分離できないように製造されており、書籍として本屋で販売されるものは、製品全体として知育がん具に該当するか。

A21 全体が書籍であれば該当しない。

Q22 書籍とおもちゃを組み合わせ又は連結した製品の、おもちゃの部分は、おもちゃの規格基準を満たす必要はあるか。

A22 おもちゃの部分が書籍に固定されておらず、道具を使わずに手で簡単に分離することができ、分離したものが単独でおもちゃとして遊ぶことができるように設計・製造されたものであって、乳幼児を対象としており、かつ、指定おもちゃに該当するものであれば、当該おもちゃ部分はおもちゃの規格基準を満たす必要がある。

Q23 飛び出す絵本は、知育がん具に該当するか。

A23 書籍であり、該当しない。

Q24 シール絵本は、知育がん具に該当するか。

A24 書籍と文房具<sup>(注)</sup>の組み合わせとみなし、知育がん具に含めない。

(注) ここで「文房具」とは、筆記による記録、その補助等を目的とする事務用品を指し、遊ぶことを目的とするおもちゃは含めない。以下同じ。

Q25 絵本の形をした布製のおもちゃは知育がん具に該当するか。

A25 知育がん具に該当する。なお、布製であっても、文章がプリントしてある等して、文章を読むことを目的とし、書籍に該当するものは、おもちゃに該当しない。

Q26 パペットや指人形付きの絵本について、①パペットと一体化した絵本については、どのように取り扱うべきか。②パペットと分離可能な場合は、パペットのみを対象とし、絵本はおもちゃではなく書籍であるため対象外と取り扱って差し支えないか。

A26 ①のように全体が書籍であれば対象外。②のように分離可能な場合、パペットは指定おもちゃに該当するが、絵本は指定おもちゃとしては取り扱わない。

Q27 風呂場で見る絵本（合成樹脂製で湯温により、絵柄や色が変わるもの）は、知育がん具に該当するか。

A27 文章で書かれた童話などを読むことを目的として製造されたものではなく、湯や水に接触させて絵柄や色の変化を見て遊ぶことを目的とするものは、知育がん具に該当する。なお、耐水性の材料を用いて風呂場でも文章を読むことができるように設計・製造されており、読むことを目的とするものは書籍とみなし、指定おもちゃとして取り扱わない。

Q28 知育がん具として販売されているお絵かきセットを、文房具とみなし、指定おもちゃ非該当として取り扱ってよいか。

A28 規則78条に規定する知育がん具として販売されるものであれば、知育がん具として取り扱う。

Q29 塗り絵（ノート型の製品、シート型の製品等）やこれとクレヨンを組み合わせた塗り絵セットは、知育がん具に該当するか。

A29 ノート型もシート型も塗り絵は、文房具であり、知育がん具に該当しない。クレヨンは、現在指定されている指定おもちゃに該当しない。

Q30 シャボン玉を作るおもちゃについて、①ストロー状の管を使用して口で吹き出すタイプのもの、②口で吹き出すタイプではないもので、動物を模したもの（例えば、熊の形のシャボン玉がん具で熊を押すと空気が出るもの）、乗り物を模したもの、③いずれでもないもの（例えば、銃の形をしており、引き金を引くと空気が出るものや、持ち手のついたリング状のもの）

はどのように取り扱えばよいか。

また、シャボン液を入れる受け皿、シャボン液が入っている容器等の付属品は対象となるか。

A30 口で吹き出すものは、口に接触することを本質とするおもちゃ、それ以外のものはストロー等の付属品も含め全体として知育がんに該当する。

Q31 万華鏡は、知育がんに該当するか。

A31 専ら6歳未満を対象とするもので、おもちゃとして製造・販売される万華鏡の形態をしたおもちゃであれば該当する。おもちゃとして製造・販売されていない万華鏡は、該当しない。

Q32 アニメや童話の主人公が着ているドレスとして売られているものは、知育がんに該当するか。また、ドレスに付属しているアクセサリーは、知育がんに組み合わせおもちゃに該当するか。

A32 ドレスはおもちゃに該当しない。ドレスに付属しているアクセサリーが、乳幼児がドレスからはずして自分の身につけて遊ぶことができるように設計・製造されているものであれば、アクセサリーがんに該当する。

### 3. 組み合わせて遊ぶおもちゃ関係

Q33 「規則第78条第2号の指定おもちゃと組み合わせて遊ぶおもちゃ」が主たるおもちゃで、「規則第78条第2号の指定おもちゃ」が従たるおもちゃである場合であっても「組み合わせて遊ぶおもちゃ」に該当するか。また、該当しない場合、どのように取り扱えばよいか。

A33 主、従は関係なく、組み合わせおもちゃに該当する。

また、例えば、人形と組み合わされたおもちゃであって、そのおもちゃに専用の特殊な人形でないと遊ぶことができないような場合、人形と組み合わせおもちゃの組み合わせとみなさず、全体を一体として知育がんにみなすこともあり得る。

Q34 プールやテントに小型のボールが付属している遊具<sup>(注)</sup>は、プールやテント自体も組み合わせおもちゃとして指定おもちゃに該当するか。

A34 プール、テントは遊具であり、おもちゃでないため、指定おもちゃに

は該当しない。

(注) ここで「遊具」とは、上半身だけでなく、全身を使って遊ぶのに使われる道具を指し、おもちゃは含めない。以下同じ。

Q35 家を模した大型遊具で中に乳幼児が入れるものや乳幼児用の欄（ベビーサークル、ベビールーム）に一体化している付属の指定おもちゃについては、遊具の一部として届出対象外として良いか。今回の改正により家・ベビーサークル・ベビールーム自体やそれに付属する装飾品の全てが組み合わせおもちゃとして届出や検査の対象となるか。

A35 乳幼児が中に入ることのできる家の形をした遊具、乳幼児用の欄は、届出、検査の対象外だが、① 遊具や欄から分離して遊ぶことができるように設計・製造されている指定おもちゃや、② おもちゃ（例えば電話器）本体は家と分離不可能であっても、その一部分（例えば受話器）を手で持って口に運んで口口に接触することができるものであれば、当該部分については、届出と検査の対象となる。

Q36 組み合わせて遊ぶおもちゃで、パーツが単体として商品になっているものも指定おもちゃに該当するか。

例) バット、乗物がん具のレール等が単体で商品となっているもの。

A36 指定おもちゃに該当する。

Q37 工作のまねごと（大工や乗り物組み立て等）も知育がんに該当するか。DIY セットで乗り物がん具を組み立てるものは、乗り物がん具に該当する部分のみ届出対象として検査をするが、改正後は、全体が知育がんに該当し、おもちゃの工具セットも対象となるのか。また、その対象範囲は大型のデスクまで含まれるのか。同様に、大型のままごとセットの小物はままごと用品に該当し、大型のキッチン部分は対象外としていたが、大型のキッチン部分も組み合わせて遊ぶおもちゃとして指定おもちゃに該当するのか。それとも遊具として対象外と扱って差し支えないか。

A37 基本的には、工作台やキッチンも対象とするが、乳幼児が立ち上がった状態でないと工作や炊事のまねごとを行うことができない程高さが高く大きな工作台やキッチンであれば、おもちゃではなく、遊具に準ずるものと考えられ、口に接触する可能性も少ないため、対象外として差し支えない。

Q38 合成樹脂製のストローを使って空気を吹き込んでふくらますアルミ箔

風船、ポンポンスティック、プラスチックバルーン等のストローそのものは、おもちゃではないことから、組み合わせおもちゃとはならないが、ストロー部分と風船部分を合わせて全体として風船と判断して、届出や検査をすべきか。

A38 ストローを使ってふくらますアルミ箔風船、ポンポンスティック及びプラスチックバルーン（酢酸ビニル等から成るもの）は、ストロー部分と風船部分（又は酢酸ビニル等の風船の材料）を合わせて全体として指定おもちゃの風船に該当するものとする。

Q39 組み合わせで遊ぶおもちゃには、ボールと組み合わせで遊ぶポリエチレン（PE）製パットやポリ塩化ビニル（PVC）製グローブも含まれるか。

A39 屋内で野球のまねごと遊びに用いられる乳幼児用のパットとグローブは、ボールと組み合わせで遊ぶおもちゃとして指定おもちゃに含める。

Q40 ぬいぐるみの着せ替え用の洋服は、組み合わせおもちゃとなるか。

A40 組み合わせおもちゃに該当する。

#### 4. その他

Q41 乳幼児対象のおもちゃを商品見本として輸入し、販売促進のため不特定多数の大人に配布する場合、営業上使用する場合として届出対象となるか、あるいは乳幼児のおもちゃとしての用途を有しない貨物であるため、届出対象外として扱うか。

A41 届出は必要。営業上使用する場合に該当する。販売促進で不特定多数に配布されたものが乳幼児に接触するおそれがあるため、届出の対象。なお、試験検査用、社内検討用の先行サンプルであって、試験検査や社内検討に使用され、乳幼児が接触するおそれがないもの及び見本市やショーウィンドウでのディスプレイのみに使用され、乳幼児が接触するおそれがないものであれば届出対象外である。しかし、来店した乳幼児が試しに遊ぶことができるように小売店の店頭等に置くものは、不特定多数の乳幼児が接触することから、届出の対象とする。なお、同一の製品であれば販売目的であるか販売促進目的であるかによって指定おもちゃの該当性に差違が生じるものではない。

Q42 かなり大きなぬいぐるみが流通しているが、インテリアとして部屋の装飾を目的とするものでなく、乳幼児を対象として遊ぶことを目的としたものであれば、大きさにかかわらず、おもちゃとして取り扱ってよいか。

A42 6歳未満の乳幼児を対象とするものであって、装飾等のインテリア目的ではなく、遊ぶことを目的とするものであれば、基本的におもちゃとして取り扱って良いが、無制限にどんなに大きなものでもおもちゃとして取り扱うことは適当ではなく、乳幼児が自分の手で口元まで運ぶことが困難である程大きく、社会通念的に見て乳幼児が遊ぶことを目的とするおもちゃとは考えられないものは、指定おもちゃには該当しない。

Q43 抱き枕のぬいぐるみは、寝具でありおもちゃではないと解釈してよいか。

A43 よい。

Q44 アニメのキャラクターが印刷された子供用の小さい手桶などは、浴室用品であり指定おもちゃには該当しないと解釈してよいか。

A44 風呂で使う子供用の小さい手桶は、浴室用品<sup>(注)</sup>であり、指定おもちゃには該当しない。

(注)ここで「浴室用品」とは、入浴の用に供するための日用品を言い、遊ぶことを目的とするおもちゃを含めない。

Q45 乳幼児用の揺り椅子（ベビー・バウンサー、ロッカー等）や椅子の一部として固定されている、おもちゃ吊り下げ用の枠（ジム）に吊り下げられているおもちゃが、道具を用いずに簡単に手で取り外して、それ単独で乳幼児が遊べるように設計・製造されており、指定おもちゃに該当するもの（布製の人形、動物がん具等）である場合、吊り下げられているおもちゃは指定おもちゃに該当すると解釈してよいか。

A45 よい。また、ゴムひも等で吊り下げられており、乳幼児が手で引っ張って簡単に口まで運んで口に接触することができるものであって、指定おもちゃに該当するものは、完全に分離できなくとも当該部分のみ指定おもちゃとして取り扱う。

Q46 歩行器に備え付けられたおもちゃが指定おもちゃに相当するものであって、①保護者や乳幼児が取り外して遊ぶように設計・製造されておらず、歩行器に固定されている場合、歩行器の一部として指定おもちゃに該当しないものと解釈してよいか。また、②保護者や乳幼児がねじ回し等の道具を用いずに手で簡単に取り外して、それ単独でおもちゃとして

遊ぶことができるように設計・製造されている場合、当該部分を指定おもちゃとして取り扱ってよいか。

A46 ①はその解釈でよい。ただし、例えば、電話の受話器のように手で口まで運んで口に接触することができるものは、電話器本体が固定されていても電話器本体と受話器を合わせて指定おもちゃとして扱う。②については、保護者又は乳幼児が取り外して遊ぶことができるように設計・製造されたものであって、それ単独で指定おもちゃに該当するものであれば、指定おもちゃとして取り扱う。

Q47 自転車や三輪車等（以下「乗物遊具」とする。）に取り付けられているおもちゃが、保護者又は乳幼児が道具を使わずに手で簡単に取り外してそれ単独でおもちゃとして遊ぶことができるように設計・製造されており、指定おもちゃに該当する場合は、当該部分を指定おもちゃとして取扱い、これ以外の場合は乗り物遊具の一部であり対象外と判断してよいか。

A47 屋外で使用される乗物遊具の一部が、保護者又は乳幼児が道具を使わずに手で簡単に取り外して遊ぶことができるように設計・製造されていて、かつ、分離したものが単独で指定おもちゃに該当する場合は、指定おもちゃとして取り扱う。これ以外の場合は、乗物遊具の一部であり、指定おもちゃに該当しない。

Q48 カタカタは、指定おもちゃに該当しないものと解釈してよいか。

A48 カタカタは、全身を使って遊ぶ遊具であり、指定おもちゃには該当しない。

Q49 シュノーケルは、乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃに該当するか。

A49 6歳未満の乳幼児を対象として、おもちゃとして製造・輸入・販売するものであれば、規則78条1号の「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」に該当する。6歳未満を対象とするものであっても幼児用のスポーツ用品として製造・販売されるものは指定おもちゃに該当しない。

Q50 浮き輪は対象外とされているが、ビーチボールはボールとして指定おもちゃに該当するののか。

A50 屋外で遊ぶことを目的とするスポーツ用品に準じたものであり、口に接触することを本質とするおもちゃでもないため、対象外とする。同様

な素材でできていても直径が小さく、乳幼児が屋内で手に持って遊ぶことを目的としたおもちゃとして設計・製造されているものであれば、指定おもちゃのボールに該当する。

Q51 数、色、文字等の学習に資するよう作られたテキストとDVDと電子ペンから構成される製品で、DVDの説明と質問を聞いて、テキストの中の選択肢から回答を選び、電子ペンで触れると、正解の場合に電子ペンが音と光を発するものは、知育がんに該当するか。

A51 ペン、テキスト、DVDとも教育用品でありおもちゃには該当しない。

Q52 四隅に合成樹脂製の歯がためがついているブランケットについては、これまで合成樹脂部分だけ法の対象だったが、材質の制限が外れたことから、今後は布の部分も対象となるのか。

A52 毛布はおもちゃではないため、毛布部分は対象とはならない。

Q53 ほおずきは、改正により指定おもちゃでなくなったのか。

A53 改正前の「口に接触することをその本質とするおもちゃ」には、「紙、木、竹、ゴム、皮、セルロイド、合成樹脂、金属又は陶製のもの」という材質の制限があったため、「ほおずき」をこれに含めることができず、個別に指定されていた。しかし、今回この材質制限を無くしたことにより、「ほおずき」を「口に接触することをその本質とするおもちゃ」で読み込むことができるようになったので、個別に列挙する必要がなくなり、列挙したおもちゃから削除した。したがって、「ほおずき」は、指定おもちゃから外されたのではなく、改正後も従来同様指定おもちゃである。

Q54 すべてのボール、ラジコン自動車は、それぞれボール、乗物がんにして対象に含めて良いか。

A54 サッカー・ボール、硬式野球用ボール、バレー・ボール等主に学童以上を対象とするスポーツ用品は、食品衛生法の乳幼児おもちゃとしての規制対象外である。ボールでも乳幼児対象のおもちゃのボールは指定おもちゃに含まれる。ラジコン自動車については、専ら屋外で使用することを目的とするものや乳幼児を対象としないものは対象外としてよい。

Q55 文房具の表面にキャラクターを印刷等したものはおもちゃになるのか。

A55 事務、学習等における筆記等の文房具本来の目的で設計・製造されて

いるものであれば、キャラクターが印刷等してあることをもって指定おもちゃに該当することとはしない。

Q56 実際に食品を調理できる乳幼児向け調理器具のおもちゃは、おもちゃの規制対象(ままごと用具)となると同時に器具容器包装の規格基準も適用されると記されているが、食品等輸入届出書はどちらで届け出るのか。

また、規格基準について、届出した区分以外の区分に係る検査は輸入者が自らの責務で自主的に実施するものと解釈してよろしいか。

A56 食品接触部分の本質は調理器具である。届出は、器具として届け出る。食品と直接接触する調理器具の部分は、食品用の器具の規格・基準を満たす必要がある。食品と直接接触する調理器具以外の部分は、おもちゃとしての規格・基準への適合が必要である。調理器具とおもちゃは互いに他を排除するものではなく、両方の性質を兼ね備えた製品の場合、両方について食品衛生法に基づく規格・基準を満たす必要がある。

食安基発第 0812001 号  
平成 20 年 8 月 12 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課長

おもちゃに係る改正に関する Q & A について (その 3)

平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 153 号により、食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) の一部が改正され、おもちゃ及びその原材料の規格が改正されたところであるが、その試験法につき、別添の Q & A を追加作成したので、貴管下関係業者に指導方ありたい。

おもちゃの試験法に係る Q & A

1. 塗膜

Q1 スプレー塗装や印刷について、蒸発残留物試験、過マンガン酸カリウム試験は可能であるが、削り取ることが困難な場合は、鉛、カドミウム、ヒ素の試験はどのようにすればよいか。

A1 10mg 以上削り取ることができれば、鉛、カドミウム、ヒ素の試験の対象となる。

Q2 Q1 で「塗膜」に該当しないものは、基材の一部と見なしてポリ塩化ビニル (「PVC」という。) やポリエチレン (以下「PE」という。) の材料の溶出試験を行ってよいか。

A2 スプレー塗装や印刷等のない基材だけが露出している部分で試験することとするが、面積が不足して溶出規格試験を行うことができない場合には、スプレー塗装や印刷されている部分も含めて試験して差し支えない。

Q3 PVC を用いて塗装された塗膜について、蒸発残留物及び過マンガン酸カリウム消費量の試験はどのように行えばよいか。

A3 試験に供した塗膜の総面積を基に試験溶液を調製する。規格値を超える溶出が見られた場合には塗膜のない基材部分の試験を行い、溶出が塗膜に由来するか基材に由来するかを判断する。

Q4 PVC 塗膜について、フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) の試験は必要か。また、口に接触することをその本質とするおもちゃの場合は、これに加えてフタル酸ジイソノニル (DINP) の試験も必要か。

A4 材質試験の対象である。試料が 1g 採取できなくても試験可能であれば試験を行う。

Q5 「塗膜」が PVC 製であった場合、過マンガン酸カリウム消費量や蒸発残留物を行うほど「塗膜」面積がなかった場合はどのように取り扱うべきか。

A5 蒸発残留物や過マンガン酸カリウム消費量の試験に必要な試験溶液を確保するのに十分な試料面積がない場合は、同一ロットを数検体用いて必要な試験溶液が確保できるのであれば試験を行う。用いる検体数は最大 10 検体とし、それでも確保できない場合は試験を行わなくてよい。

Q 6 塗膜の試験は色ごとに試験することとあるが、例えば、赤、青、黄の3色に塗られた異なる5種類の形の人形が1セットになっているが、器具はどのように対処すべきか。

A 6 色が異なる塗膜は色別に、また、5種類の人形それぞれについて「判定」を行う。ただし、スクリーニング法として、複数の試料を混合したものを規格値より十分に低い定量限界で測定し、それぞれが規格値を超えていないことが確認できればまとめて「試験」しても良い。この場合、1試料でも規格値を超えるものがあるときに見落とさずに検出することができる必要がある。いずれかが不適合の可能性があれば個別に試験を行う。ただし、得られた測定値が規格値そのものを超えている場合には不適合が明らかであり確認を要しない。

Q 7 木製がん具は、塗料が重ね塗りされている場合が多く、最上層の色又は中間層の色だけを削り取ることができないため、色ごとに試験を行うのは困難である。また、これらを等量混合して試験することも困難と考えられるがどのように対処すべきか。

A 7 塗膜各層を分離せず全層一括して試験する。  
判定は、1色とみなして規格値で行う。

Q 8 ニスや透明ラッカー等、透明な塗料の場合は、塗膜の試験を行わなくてもよいか。

A 8 透明な塗料であっても、カドミウムを含む安定剤等が使用されている可能性があることから、塗膜に該当すると判断できるものは、塗膜の試験を行う。

Q 9 合成樹脂に透明ラッカー等透明塗料で塗装がされているか否か、塗装されている場合にそれが「塗膜」に該当するか否かを判断する方法はあるか。

A 9 検査依頼者が提供する情報（塗装品として検査依頼されているかどうか）等から判断することとなるが、製品の表示内容等からわからない場合には、試験品を削り、削った面を表面と比べる等して、「塗膜」に該当するかどうかを判断する。

Q 10 「塗膜」がPVC製か否かで試験が異なるが、がん具に塗られた塗膜すべての材質確認を行わなければならないのか。

A 10 塗膜が、PVCを用いて塗装された塗膜であるかどうかについては、試

験検査依頼者が試験検査機関に情報の提供を行うこと。また、表示があればそれで確認し、ない場合には基材を溶かさないように注意しつつパイルシュタイン反応等で判断してもよい。

Q 11 1つのがん具が複数の色の塗膜で被われている場合、試料量不足で試験免除となるのは、すべての色を合計した量が10mg未満のときか、それとも、1色でも10mg未満のものがあるときか。

A 11 1検体に塗装されている複数の色について、色ごとに分離可能な場合は、10mgに満たない色だけ試験が免除される。色ごとに分離不可能な場合は、1色とみなして試験するため、すべての色を合計した量が10mgに満たない場合に試験免除となる。

Q 12 色ごとに容易に分離できる塗膜があり、それぞれを削り取り重量を量ったところ次のようになった。

- ① 1つのがん具に赤 2mg、青 4mg、黄 6mg の塗膜がある場合、塗膜の試験はどのようにすればよいか。
- ② 1つのがん具に赤 9mg、青 9mg、黄 10mg の塗膜がある場合、塗膜の試験はどのようにすればよいか。

A 12 ①の場合、いずれの色も10mgを以上採取できないので、すべての色について塗膜の試験を免除する。

②の場合、10mg以上採取できる色があるので、その色（この場合黄色）については、塗膜の試験を行うが、10mgに満たない色（この場合赤と青）については、塗膜の試験は行わない。

試験検査に係るがん具が塗膜試験に適合しているか否かの判定は、試験を実施した色すべての試験結果を基に行い、試験を実施した色の試験結果がすべて適合の場合のみ、検体であるおもちゃ全体の塗膜が規格に適合しているものとみなす。

Q 13 絵柄や図柄が細かく複雑であったり、グラデーション塗装されているために色ごとに分離することが著しく困難又は不可能な場合、色ごとに基準値を満たすことを確認するには、どのように試験すればよいか。

A 13 色ごとの分離が著しく困難又は不可能な場合は、各色がおもちゃの塗装部分に占める割合をほぼ反映するよう各色を採取し、1色として規格値への適合を判断すること。

この場合、10mg以上削り取ることができない場合は、試験は不要である。

Q14 グラデーション塗装の場合、輸入食品等試験成績証明書には色についてはどのように記載すればよいか。

A14 「赤色から黄色のグラデーション塗装」、「青色と紫色を含むグラデーション塗装」などと記載する。

Q15 基材の上にインク等で塗装し、塗装の上にニス等でコーティングしたが、金具の塗膜試験はニスと塗装部分を含めてサンプリングしてもよいか。

A15 差し支えない。

Q16 合成樹脂製のアクセサリーが金具に銀色のメッキがしてあり、その上に黄色系の塗装を施し更にクリアコーティングが施してあるものは、塗装なのかメッキ（金属）なのか区別できないが、どのように試験をすればよいか。

A16 表面のクリアコーティングが塗料により塗装された塗膜であり、削り取ることができるならば、「塗膜」として試験する。

Q17 今回改正になった塗膜試験の補正係数は必ず掛けるのか。分析結果生データが基準以下であれば合格は確定しているが、それでも補正の必要はあるのか。また、測定値が定量下限未満の場合には、どのようにすればよいか。

A17 測定値はいつも計算式に従って補正を掛けて試験結果とする。したがって、補正前の測定値が基準以内に収まっており適合である場合でも、 $(100 - \text{補正值}) / 100$  を掛ける。また、補正前の測定値が定量下限未満の場合は、補正後の値として「定量下限値未満」と表記して差し支えない。補正前の値と補正後の値は、明確に区別できるようにしておくこと。

Q18 がん具に貼ってあるシールは、シールを本体に付けたまま試験を実施するのか、それとも本体からはがして、シールと本体を別々に試験するのか。また、シールの材質がPEやPVCでない場合、着色料の溶出試験のみでよいか。貼るために同梱されているシールは、シールだけで試験するのか。

A18 がん具に附属しているシールが、おもちゃの一部を構成していると考えられる場合は試験検査の対象となる。商標、STマーク又はそれに類するシールで、購入後に剥がして廃棄されるようなものであれば、対象外である。がん具に貼ってあるシールでがん具の一部を構成しているものは、剥がさないで試験を行う。試験項目は、PVC又はPE製でない場合は、着

色料の溶出試験のみでよい。同梱されていて購入者がおもちゃに貼るシールの場合、おもちゃに貼らずにシールだけで試験するが、シールの面積がおもちゃに占める割合が十分小さく、シールで覆い隠される基材表面から高濃度でカドミウム、鉛、ヒ素、有機物等が溶出するおそれがある等特別な事情がない場合は、シールを貼って着色料の溶出試験を行って差し支えない。また、シールの表面を覆っている合成樹脂コーティングが容易に剥がれる場合は、塗膜とみなし、塗膜の試験を行うこと。

## 2. 金属製アクセサリーが金具

Q19 圧縮・変形等せずに誤飲判定容器に収まるPVC製又はPE製の指輪に金属メッキ（アルミ蒸着など）が施されている場合、金属製アクセサリーが金具の溶出試験以外に、金属メッキ（アルミ蒸着等）について、塗膜の試験を行わなくてはならないか。また、基材の試験は、どのようにすればよいか。

A19 (1) 合成樹脂製の装身具の形態をした玩具に金属メッキ（アルミ蒸着等）を施したものであって、圧縮・変形等せずに誤飲判定容器に収まるものは、金属製アクセサリーが金具の試験を行う。

(2) この場合、金属メッキ（アルミ蒸着等）は、塗膜に該当しないものとして取り扱い、塗膜の試験は行わない。

(3) 着色料の溶出試験は必要である。

(4) また、PVC又はPEを主体とする材料で製造された部分については、金属メッキ（蒸着）されていない部分を用いて試験を行う。全面金属メッキ（蒸着）されているものは、基材に係る、重金属、ヒ素、（カドミウム（PVCのみ））、蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量の試験は行わなくて差し支えない。

Q20 金属製アクセサリーが金具の確認用の円筒シリンダーはどのように入手すればよいか。

A20 輸入者を通じて海外から取り寄せる方法と、寸法を示して、国内の製作所に作成してもらう方法がある。

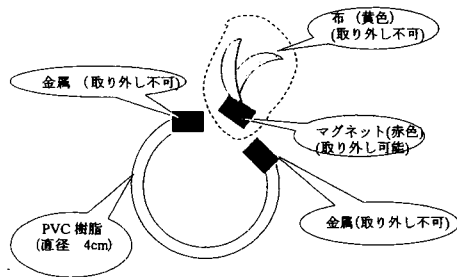
Q21 遊ぶことを目的に作られているおもちゃのネックレス、プレスレット等で、本体は合成樹脂製だが、止め金具、台座、安全ピンや合成樹脂部分同士を接続する部品には金属製金具が使われているものは金属製アクセサリ



一がん具に該当するか。

また、この場合図1の中で規格試験の対象部位はどこになり、図1の点線部の着色料の溶出試験で色の溶出が認められた場合の判断は、標準比較液で判断してよいか。(図1参照)

図1 PVC、金属及び布で構成されるプレスレット



A21 少しでも金属が使用されていれば金属製アクセサリがん具に該当するものとする。したがって、安全ピン、止め金具、台座や合成樹脂部分同士を接続する部品として金属の金具が使われているものも金属製アクセサリがん具に該当するものとする。このような金属製アクセサリがん具のうち、全体又は取り外せるように設計された部品で誤飲判定容器に収まるものについて、金属製アクセサリがん具に係る鉛の溶出試験を行う。図1の場合、赤色のマグネットが金属で誤飲判定容器内に収まれば、点線部分が金属製アクセサリがん具の試験の対象となる。着色料の試験については全体が試験対象である。着色料の溶出試験の判定において、試験液の色が繊維によるものであれば、比較対照液で判断するが、他に起因するものであれば、比較対照液なしで判定する。また、PVC樹脂製プレスレット本体はPVCを主体とする材料で製造された部分の規格に係る試験を行う。

Q22 金属製アクセサリがん具の試験溶液の調製において温度条件は37°C±α何度まで許されるのか。また、試料がちょうど浸漬するまで0.07mol/L

塩酸を加えることとなっているが、同じ材質のものでも試験溶液中での重なり方の違いにより溶出面積が異なる等(図2-2参照)、試験結果に影響を及ぼすと思われるがどの程度考慮すべきか。

図2-1

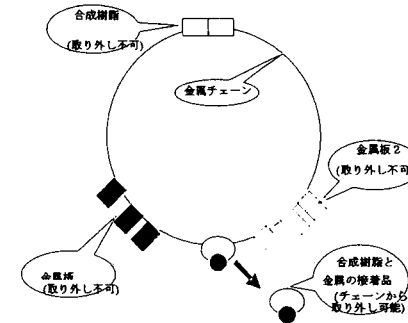
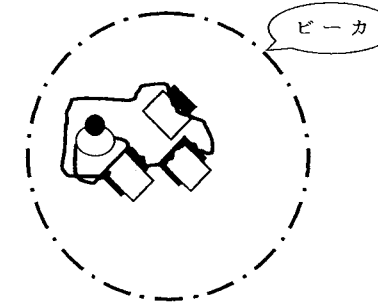


図2-2



A22 ISO規格との整合性を考慮し、37°C±2°Cとする。

試験の際には、表面積が最大となるよう、重なり等は可能な限りなくすこと。図2-1のチェーンから取り外し可能な合成樹脂と金属の接着品についても本体に取り付けたまま誤飲判定容器に収まるのであれば、取り付けたまま溶出試験を行う。本体に取り付けたままでは誤飲判定容器に収まらないが、とりはずせば収まる場合にはその部分について別に溶出試験が必要である。

Q23 金属製アクセサリがん具ではないが、飲み込むおそれがある大きさの

金属製がん具の試験項目は着色料の溶出のみでよいか。

A23 塗膜がなければ、着色料の溶出試験のみとなるが、製造者又は輸入者による金属製アクセサリーがん具の規格を準用した自主的な規格適合性の確認が望ましい。

Q24 ISO8124-3 は材料ごとに試験することになっているが、ある金属製アクセサリー玩具が、全体としても小部品シリンダーに収まる大きさであっても、複数の取り外せるパーツから構成されている場合、各パーツごとに試験を行うのか。

A24 食品衛生法では、まるごと飲み込む場合の安全性確保の観点から金属製アクセサリーがん具の規格を設定したため、1検体として取扱い、全体として金属製アクセサリーがん具の試験を1回行えば良い。

### 3. 着色料の溶出

Q25 人形の髪や起毛のぬいぐるみ等、表面積の計算が困難なもののように取り扱えばよいか。見掛け上の表面積の計算でよいか。

A25 表面が平滑であると仮定した場合の面積で試験する。

Q26 繊維製品の表面積の計算方法はどのように考えればよいか。例えば1辺が5cmの正方形の布地があった場合、表面積は表と裏の両面を考慮して $5 \times 5 \times 2 = 50\text{cm}^2$ と考えるべきか、それとも、片面のみに着目し $5 \times 5 = 25\text{cm}^2$ と考えるべきか。

A26 (1) 繊維に織り上げる前の糸の段階で染色してあるもの、(2) 繊維に織り上げたあとで全体を染色液に浸して染色してあるものは、表面積の計算する際に、表及び裏の両方の面積を合算したものを表面積とするが、(3) 繊維に織り上げたあとで片面のみにプリント等で染色してある場合は、プリントしてある片面の面積のみを表面積とする。

Q27 ぬいぐるみの球で直径が20cmの場合、体積が $4,187\text{cm}^3$ 、表面積が $1,256\text{cm}^2$ 、漬け込み液量が $2,512\text{ml}$ となり、水を吸水してしまい、全体での漬け込みができないと思われるが、どのようにすればよいか。

A27 本事例のように吸水して試験困難な場合であって、中に、着色料の溶出が想定されない材料が詰めてある場合等は、溶出が想定される部分のみを用いて試験することは差し支えない。

Q28 ぬいぐるみの目が合成樹脂製である場合、目の部分は分離して試験を行い、目の部分からの着色料の溶出試験の判定は、比較対照液を用いずに判断するのか。

A28 合成樹脂製の目がついたぬいぐるみの場合、着色料の溶出試験は、目と本体を分離せずに試験を行ってもよい。試験液の着色が疑われる場合、合成樹脂製の部分からの溶出と考えられる場合には、比較対照液を用いないで判定する。繊維製の部分からの溶出であると考えられる場合には、比較対照液を用いて判断する。溶出が、合成樹脂製の部分からなのか、繊維製の部分からなのか判断に迷う場合は、分けて試験を行う。

基準より濃い色の溶出が認められる場合は、製造者又は輸入者から使用した着色料が規則別表1又は既存添加物名簿に記載されている着色料のどれであるかを確認し、合成樹脂製の部分又は繊維製の部分から抽出した着色料がそれに合致することを液体クロマトグラフィー、薄層クロマトグラフィー等により確認する。

Q29 繊維製の指定おもちゃにつき着色料の溶出試験を行う場合、比較対照液の3色と異なる色調の場合で、例えば、赤よりは薄い青では濃いと判断される場合の判定はどのように取り扱うべきか。茶色や緑色の場合はどうすべきか。

A29 色調が異なる場合、最も近い色の比較対照液と比べて判断する。茶色が青、黄より赤に近ければ赤で判定する。緑が赤や黄に比べて青に近ければ青で判定する。どちらに近いか判断が難しい場合にはより厳しい方で判断する。

Q30 ABS樹脂部分と繊維が取り外しできない構造のおもちゃ(遊ぶことを目的としたストラップ)の場合、1検体として着色料の溶出試験を行うのでしょうか。

繊維から色が溶出したのか判別できない場合は、切断等により分割して確認し、合成樹脂部分と繊維部分の検査結果を別々に判断し、溶出しない場合は1検体となると思われるが、このような運用でよいか。

A30 そのような運用でよい。

Q31 ぬいぐるみが乳幼児位の大きさの場合、なるべく各色の面積比率を反映できるように表面を切り取ってまとめて1検体として試験することによりよいか。

A31 差し支えない。

Q32 複数の色で染色されている検体の着色料の溶出試験は、色ごとに試験を行うのではなく、製品全体について試験することでよい。

A32 着色料の試験は色ごとではなく、製品としての試験である。

Q33 複数の色や素材が使用されている場合は、着色している部分全体で1つの試料として取り扱おうとされていたが、1商品10ピース（ABS黒色1個、MS青色3個、PP赤色3個、MABS緑色3個）で構成される、取り外すことができるブロックは、10ピース全ての面積を合計し、1cm<sup>2</sup>あたり2mlの水を用い、全て混合して1検体として試験することでよい。また、ピース数が非常に多く、全ピースを使って試験検査することが著しく困難な場合には、各色から同数ずつ代表する数ピースを採取して試験することで差し支えないか。

A33 それでよい。まとめて試験を行うと着色料の溶出が確認できない場合は、材質ごと、色ごとに試験を行う。着色料の溶出が認められた場合は、製造者又は輸入者から使用した着色料が規則別表1又は既存添加物名簿に記載されている着色料のどれであるかを確認し、試料から抽出した着色料がそれに合致することを液体クロマトグラフィー、薄層クロマトグラフィー等により確認する。

Q34 着色料の溶出試験は乾燥機でなく恒温水槽を用いるようになっているが、加温した水を溶出に使用するのであれば、乾燥器を使用してもよい。

A34 試料の出し入れやかき混ぜ時の扉の開閉による温度変化が影響を与えるので、恒温水槽を用いるのが望ましい。

Q35 溶出は恒温水槽で行うことになっているが、水槽内に入らない試料（例えば大きなピアノ玩具など）はどうしたら良いか。

A35 製品の一部を切り取り試験片として試験を行う。

Q36 着色料の溶出試験において異なる合成樹脂をまとめて試験をしてもよい。まとめて試験をした場合は、1つ1つの部材からの色の溶出が希釈され検出できない場合があると考えられるが、まとめ方に制限はあるか。

A36 着色料の溶出試験は原則として製品ごとであり、異なる合成樹脂であってもまとめて試験する。着色料の溶出が認められた場合の手続きはA33の後半に記載したとおり。

Q37 着色料の溶出試験は、材質ごと、色ごとではなく製品として判断することだが、例えばドールハウスのような場合、屋根は赤、家の壁は白、ドアはピンク、窓は茶などと製品の中で様々な色の合成樹脂が使用されており、これらを面積比でサンプリングすることは困難である。この場合、材質ごと、色ごとに試験を行い着色料の溶出が無いことが確認できれば合格と判断し、一つでも着色料の溶出があった場合には規則別表1の指定添加物か又は既存添加物名簿に記載されている添加物であるかどうかを確認することでよい。

A37 製品全体を浸すことができなければ、材質ごと、色ごとに試験溶液を作成してもよい。これを面積比に応じて混合し、その混合液について判定する。面積比の算出が著しく困難な場合は、各色ごとに試験して各色ごとに判定し、すべて適合であるときのみドールハウス全体が試験に適合したものとみなす。

#### 4. 基材

Q38 めいぐるみの鼻や目などに合成樹脂（例えばPEやPVC）製のパーツが使用されている場合、基材の個別規格に適合するかどうかを確認するための試験を実施することでよい。小さい部品の場合、試験を行うために検体が数百個必要となる場合もあるがどう取り扱えばよい。

A38 鼻や目の合成樹脂パーツがPVC又はPEでできている場合、それらは、PVC又はPEの規格に適合している必要があり、試験の対象である。ただし、合成樹脂パーツを10検体分集めても必要量の試験溶液が確保できない場合は、試験を行わなくても差し支えない。

Q39 基材がPVC製又はPE製で表面に塗膜がある場合、基材に係る重金属、ヒ素、(カドミウム(PVC基材のみ))、蒸発残留物及び過マンガン酸カリウム消費量の試験は、どのように行えばよい。基材であるPVC若しくはPEの溶出試験を行う場合は、塗膜を避けて(削って)試験するのか、塗膜も含めて溶出試験を行ってもよい。また、全体が塗膜で覆われている場合は、基材の試験は行わなくてよい。

A39 塗膜が表面に占める割合により、下表のように試験を行う。  
ただし、基材が露出している部分又は塗膜部分の面積が小さく、10検体用いても必要な量の試験溶液が確保できない場合は、試験を行わない。

また、塗膜や基材がPVCの場合には、別途フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）に関する試験を行わなければならない。口に接触することをその本質とするおもちゃの場合は更に、フタル酸ジイソノールの試験を行う。

ゴム製の基材の上にPVC塗膜がある場合のPVC塗膜の蒸発残留物及び過マンガン酸カリウム消費量の試験は、塗膜を削らずにそのまま試験をして規格に適合ならば問題なく、不合格ならば基材の部分をシリコン等で覆って試験をし、溶出が塗膜由来か確認する。

塗膜が表面に占める割合	基材	実施する試験
すべてPVC塗膜で覆われているもの	(A) すべての合成樹脂	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PVC塗膜につき、Cd、Pb、Asの試験と蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行う。</li> <li>●基材がPVC又はPEであっても基材の試験は行わない。</li> </ul>
一部がPVC塗膜で覆われているもの	(B) 個別規格が定められた合成樹脂（PVC又はPE）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PVC塗膜につき、Cd、Pb、Asの試験と蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行う。</li> <li>●また、PVC基材又はPE基材については、玩具全体（又は塗膜のない基材の部分と塗膜のある部分を含む試験片）について、塗膜を剥がさずに浸出溶液に浸して試験溶液を調製して測定する。</li> <li>●試験結果が両者の面積比を考慮してもPVC塗膜及び基材ともに規格値より十分に低い場合には、塗膜、基材ともに規格に適合とする。</li> <li>●結果が十分低くなく、いずれかが不適合の可能性がある場合は、どこに由来するか確認して、その部分だけを用いて試験できる場合は、そのように試験して適合・不適合を判定し、そのように試験できない場合は、試験結果をその部分のみとして換算して判断する。</li> </ul>

	(C) 個別規格が設定されていない合成樹脂（PVC、PE以外の合成樹脂）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PVC塗膜につき、Cd、Pb、Asの試験と蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行う。</li> <li>●このとき、塗装されていない基材の面からの溶出量を測定して引き算できない場合は、塗装されていない基材も含めて試験液を調製するが、すべて塗膜から溶出したものとみなす。</li> </ul>
すべてPVC以外の塗膜で覆われているもの	(D) すべての合成樹脂	<ul style="list-style-type: none"> <li>●塗膜につき、Cd、Pb、Asの試験を行う。</li> <li>●基材がPVC、PEであっても基材の試験は行わない。</li> </ul>
一部がPVC以外の塗膜で覆われているもの	(E) 個別規格が定められた合成樹脂（PVC又はPE）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●塗膜につきCd、Pb、Asの試験を行い、基材につき規格試験を行う。</li> <li>●このとき基材の規格試験は（B）と同様に行う。</li> </ul>
	(F) 個別規格が設定されていない合成樹脂（PVC、PE以外の合成樹脂）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●塗膜につきCd、Pb、Asの試験を行う。</li> </ul>

Q40 顔料等により着色された合成樹脂でPVCとPE以外の合成樹脂（ABS、PP、PC等）で製造されたがん具は製造基準の着色料の溶出試験のみ試験対象となると解釈してよろしいでしょうか。

A40 着色料の溶出試験のみとなる。

Q41 1つのおもちゃに使われている基材が個別規格の設定されているもの（PVC又はPEのいずれか一方）であって、複数の色がある場合、これらの基材の試験は、どのように行えばよいか。

A41 (1) 規格は、材質ごとに設定されているため、適合・不適合の「判断」は、材質ごとに行う。

これは、色ごとに「試験」すること、色ごとに「判断」することを意味しない。

(2) PVC基材もPE基材も各10検体で必要面積が確保できなければ試験を行わないこととする。

Q42 PEとPPが混合された合成樹脂や、EVAやABS等の基ポリマーの配合割合が分からない合成樹脂はどのように取り扱えばよいか。主成分が何であるか判別する方法などがあればご教示いただきたい。

A42 PVC又はPEを主体とする材料かどうかは、試験検査依頼者を通じて製造業者に確認すること。

## 5. その他

Q43 改正により新たに指定おもちゃに該当することとなったおもちゃを、例えば、平成20年9月5日に輸入し、再度平成20年10月5日に輸入する場合、輸入に関わる試験は改正後の規格基準の対象になるのか。

A43 質問の事例の場合、平成20年9月5日に輸入するものについては、食品等輸入届出書の提出のみで良いが、平成20年10月5日に輸入するものについては、届出書に加え改正後の規格基準に適合することを証明する試験検査成績書を提出する必要がある。

Q44 がん具の内部（乗り物がん具のゼンマイやぬいぐるみ中の綿など）は、着色料の溶出試験の対象部分か。また、試験の際に、内部を取り除く等の操作が必要となるのか。

A44 乳幼児が直接なめることのできない部分にある、染みこんだ唾液が再度口に入る可能性がない、着色していないことが明らかである場合等は、着色料の試験を省略して差し支えない。試験の判定に影響を与えなければそのまま試験を行ってよい。表面が繊維製品等でできていて裏面に補強のためにPVCシートを縫い付けた、いわゆる裏打ち部分で唾液が容易に染みこむ場合はPVCに係る溶出試験とフタル酸エステル（DEHP）の試験を行う。乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃの場合はDINPの試験も行う。

Q45 試験実施の基本単位は、試験対象となる玩具が単体で販売されるかセットで販売されるかによらず、個々で遊ぶことが可能であるかによって判断しているが、このような考え方でよいか。例えば基材がPVCで作られた人形で、基材の色が白色のみのフィギュア全10種（一体一体はキャラクターが異なる、販売単位は1種ごと）の試験依頼を行う場合、PVC基材の試験としては10種行う必要があるのか。同じ白であるから1種として試験を行うことは問題ないか。また、人形と武器や服が一緒になった玩具（武

器、服は取り外しが可能）の場合は人形と武器、及び服を分けて試験を実施すべきか。

A45 同一の原材料で、鑄型のみ異なるものであっても、基本的には、おもちゃ単位で試験を行う。ただし、製造者又は輸入者から基材が同一の材質で同一の着色料（この場合、白色）を使用している旨を確認した場合は、代表の検体を選択して試験を行って差し支えない。人形（合成樹脂製）と、武器（合成樹脂製）と、洋服（繊維製）が分離可能なものでも、人形と武器は分離せず一緒に試験を行う。ただし、人形も武器も洋服も同じ材質（例えば繊維製）であれば、分離せずにまとめて行って差し支えない。人形と武器と洋服の材質や色が異なる場合、別々に試験を行う。

平成20年12月9日  
厚生労働省

## 「器具・容器包装、おもちゃの規格改正等に関する意見交換会」 アンケート

本日は、お忙しい中、意見交換会へご参加いただきありがとうございます。  
本日の意見交換会に参加したご感想、ご意見をお聞かせ下さい。今後、より有意義なものとするための参考といたしますので、ご協力下さい。  
なお、後日の提出をご希望の方は、12月12日（金）までにファックスにて送信して下さい。

**F A X 番 号 : 0 3 - 3 5 0 3 - 7 9 6 5**

～ご回答をお願いします～

- 問1 あなたはどのような立場で参加しましたか。
- |                |                  |              |           |
|----------------|------------------|--------------|-----------|
| 1 消費者団体        | 2 食品関連事業者（団体を含む） | 3 生産者（団体を含む） |           |
| 4 主婦           | 5 学生             | 6 無職         | 7 地方自治体職員 |
| 8 国家公務員（省庁名： ) |                  |              |           |
| 9 その他（ )       | 具体的に書きください       |              |           |

- 問2 本日の意見交換会の開催を、どのような方法で知りましたか。
- |                       |  |  |  |
|-----------------------|--|--|--|
| 1 厚生労働省のホームページ        |  |  |  |
| 2 その他の行政機関のホームページ、配布物 |  |  |  |
| 3 メールマガジン（発行者 )       |  |  |  |
| 4 新聞、雑誌等（新聞、雑誌の名称： )  |  |  |  |
| 5 所属団体からの連絡           |  |  |  |
| 6 その他（ )              |  |  |  |

- 問3 これまでに意見交換会等に参加されたことはありますか。
- |                         |      |
|-------------------------|------|
| 1 厚生労働省・農林水産省が開催した意見交換会 | ( 回) |
| 2 食品安全委員会が開催した意見交換会     | ( 回) |
| 3 地方自治体が開催した意見交換会       | ( 回) |
| 4 企業、業界団体などが開催した意見交換会   | ( 回) |
| 5 消費者団体が開催した意見交換会       | ( 回) |
| 6 その他 ( )               |      |
| 7 初めて参加した               |      |

- 問4 説明についておたずねします。
- ・説明内容について理解できましたか。  
( 1 理解できた 2 おおむね理解できた 3 どちらでもない 4 あまり理解できなかった 5 理解できなかった)
  - ・提示したスライド資料の内容はわかりやすかったですか。  
( 1 わかりやすかった 2 おおむねわかりやすかった 3 どちらでもない 4 ややわかりにくかった 5 わかりにくかった)

裏面へ続く

・説明者の説明内容はわかりやすかったですか。

( 1 わかりやすかった 2 おおむねわかりやすかった 3 どちらでもない 4 ややわかりにくかった 5 わかりにくかった)

・質問に対する行政からの説明はわかりやすかったですか。

( 1 わかりやすかった 2 おおむねわかりやすかった 3 どちらでもない 4 ややわかりにくかった 5 わかりにくかった)

・質疑の時間は十分でしたか。

( 1 長かった 2 やや長かった 3 ちょうど良かった 4 やや短かった 5 短かった)

・説明者の声はよく聞こえましたか。

( 1 聞こえた 2 おおむね聞こえた 3 あまり聞こえなかった 4 聞こえなかった)

**問5** 意見交換会を開催したことを評価しますか。

( 1 評価する 2 おおむね評価する 3 どちらでもない 4 あまり評価しない 5 評価しない)

**問6** 日頃からご関心の高いものについて、3つまでご回答下さい。

- 1 動物用医薬品
- 2 残留農薬
- 3 食品添加物
- 4 環境からの有害化学物質（カドミウム、メチル水銀、ダイオキシン類等）
- 5 天然毒素（ふぐ毒、かび毒、貝毒等）
- 6 加工中に生成する有害化学物質（アクリルアミド、トランス脂肪酸等）
- 7 BSE（牛海綿状脳症）
- 8 鳥インフルエンザ
- 9 有害微生物（病原性大腸菌、サルモネラ菌、ノロウイルス等）
- 10 遺伝子組換え食品
- 11 食品への放射線照射
- 12 食品表示
- 13 トレーサビリティ
- 14 その他（ )

**問7** 本日の意見交換会の感想、その他運営などで、何かお気づきの点や感じたことがございましたらご記入下さい。

ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課

担当者：北村，瀬戸

電話：03-5253-1111（内線 2493, 2452）

# ガラス製品における規格値の比較

製品区分	カドミウム	鉛
旧規格値		
深さ < 2.5cm	1.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	17 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$
深さ $\geq$ 2.5cm	容量 < 1.1L	5 $\mu\text{g}/\text{ml}$
	容量 $\geq$ 1.1L	2.5 $\mu\text{g}/\text{ml}$
新規格値		
深さ < 2.5cm	0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$
深さ $\geq$ 2.5cm	容量 < 0.6L	1.5 $\mu\text{g}/\text{ml}$
	容量 $\geq$ 0.6L	0.75 $\mu\text{g}/\text{ml}$
	容量 $\geq$ 3 L	0.5 $\mu\text{g}/\text{ml}$
加熱調理用器具	0.05 $\mu\text{g}/\text{ml}$	0.5 $\mu\text{g}/\text{ml}$

旧規格値と ■: 同じ、■: ほぼ1/2-1/3、■: ほぼ1/5以下



# 陶磁器における規格値の比較

製品区分	カドミウム限度値	鉛限度値
<b>旧規格値</b>		
深さ < 2.5cm	1.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	17 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$
深さ $\geq$ 2.5cm	容量 < 1.1L	5 $\mu\text{g}/\text{ml}$
	容量 $\geq$ 1.1L	2.5 $\mu\text{g}/\text{ml}$
<b>新規格値</b>		
深さ < 2.5cm	0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$
深さ $\geq$ 2.5cm	容量 < 1.1L	2 $\mu\text{g}/\text{ml}$
	容量 < 3 L	1 $\mu\text{g}/\text{ml}$
	容量 $\geq$ 3 L	0.5 $\mu\text{g}/\text{ml}$
加熱調理用器具	0.05 $\mu\text{g}/\text{ml}$	0.5 $\mu\text{g}/\text{ml}$

旧規格値と ■: 同じ、■: 1/2-2.5、■: 1/5以下

# ホウロウ引きにおける規格値の比較

製品区分	カドミウム限度値	鉛限度値
<b>旧規格値</b>		
深さ < 2.5cm	1.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	17 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$
深さ $\geq$ 2.5cm	容量 < 1.1L	5 $\mu\text{g}/\text{ml}$
	容量 $\geq$ 1.1L	2.5 $\mu\text{g}/\text{ml}$
<b>新規格値</b>		
加熱調理用以外		
深さ < 2.5cm	0.7 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	8 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$
深さ $\geq$ 2.5cm	容量 < 3L	0.8 $\mu\text{g}/\text{ml}$
加熱調理用器具		
深さ < 2.5cm	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$
深さ $\geq$ 2.5cm	容量 < 3L	0.4 $\mu\text{g}/\text{ml}$
容量 $\geq$ 3 L	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$

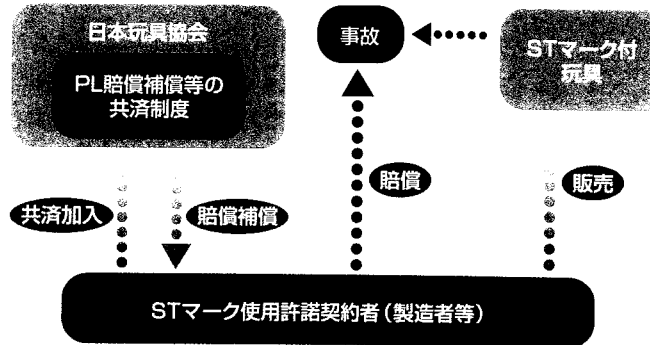
旧規格値と ■:同じ、■: ほぼ1/2-3、■: ほぼ1/5以下

## 注意表示マーク(7つの絵記号)

STマーク付の玩具には、注意表示とともに、絵記号による各メーカー統一の注意表示マークが付いています。


## 事故の場合の補償

STマーク付玩具で万一事故が起こった場合に、被害者に対して、必要な賠償等を行えるように、また、消費者の事故補償を確保するため、STマーク制度では、企業が支払う損害賠償に対する補償制度を設けています。STマーク使用許諾契約を締結する事業者は、本会が運営するPL賠償補償(最高額:対人1億円、対物2千万円)等の共済制度への加入が義務付けられています。



### 《検査機関》

名称	連絡先
(財)日本文化用品安全試験所	〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549
(財)日本文化用品安全試験所 大阪事業所	〒546-0031 大阪府大阪市東住吉区田辺3-19-14 TEL 06-6627-5161 FAX 06-6627-5166
(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター	〒111-0052 東京都台東区柳橋2-22-13 TEL 03-3862-4841 FAX 03-3866-8340
(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所	〒577-0065 大阪府大阪市高井田中1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891
(財)化学物質評価研究機構 東京事業所	〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600番 TEL 0480-37-2601 FAX 0480-37-2521
Hong Kong Standards and Testing Center	10, Dai Wang Street, Taipo Industrial Estate, NT, Hong Kong, China TEL:852-2666-1888 FAX:852-2663-1205
CMA industrial development Foundation Limited	Room 1302, Yan Hing Center, 9-13 Wong Chuk Yeung Street, Fo Tan, N.T. Hong Kong TEL:852-2698-8198 FAX:852-2695-4177

社団法人 日本玩具協会

〒130-8611

東京都墨田区東駒形4-22-4

TEL.03(3829)2513/FAX.03(3829)2510

詳しくは、日本玩具協会ホームページ(<http://www.toys.or.jp>)を参照下さい。

## 「玩具安全(ST)基準」・「STマーク」のしおり



STマークは、ST基準に適合すると認められた製品又はそのパッケージに表示されています。

玩具安全基準合格  
4912345 67890 4

**ST** 08

(社) 日本玩具協会  
東京都墨田区東駒形4-22-4

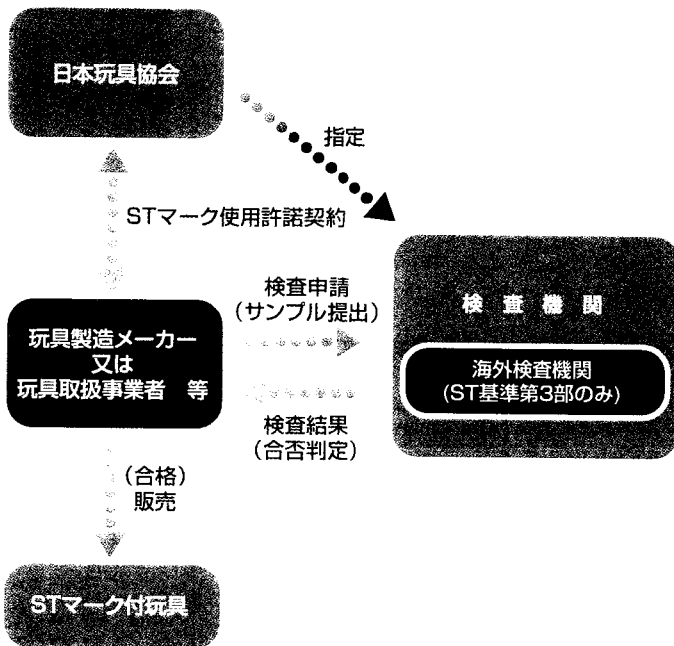
※ STマークは、Safety Toyの頭文字をデザイン化したものです。

※ STマーク中の数字「4912345 67890 4」は、ST合格番号(JANコード)を表しています。

※ 「08」は、受検申請時の西暦年号下2桁の数字を表しています。

## STマーク制度の仕組み

STマーク制度は、① 玩具安全基準(ST基準)の作成、STマークの管理、② ST基準適合検査の実施(検査機関)、③ 事故の際の賠償補償制度から成り立っています。この制度に参加する場合は日本玩具協会とSTマーク使用許諾契約を締結し、STマークを付けようとする玩具について、本会が指定する検査機関において玩具安全基準(ST基準)によるサンプル検査を受検します。検査に合格した玩具について「STマーク」の表示が認められます。STマークの有効期間は購入から2年間です。



## ST基準について

「おもちゃ」は、子どもにとって楽しく、面白く、心身の成長に役立つものでなければなりません。また、使用者が子どもであるというその特性上、丈夫でかつ安全であることが最も重要です。

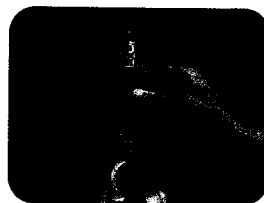
玩具の安全対策については、本会では1971年(昭和46年)に「おもちゃの安全基準」を制定し、形状や強度、更には材料の安全性などでこの基準に合格した玩具に「ST(セーフティ・ Toy)マーク」を与えています。この安全基準は、ISO等国際基準を採り入れて改定されています。

安全基準の適合検査に合格したおもちゃはST(Safety Toy=安全玩具)マークを表示し、「お子様が安全に使用できるおもちゃ」であることを示しています。

## 機械的および物理的特性の検査

この項目ではおもちゃの形状や強度に関する検査を行っています。

### 【検査例】



おもちゃの先端が鋭くないか？  
おもちゃの先端を棒状のテスターに当てて調べます。テスターが赤く点灯してしまうと先端が鋭くケガをする恐れがあると判断されます。



子どもの喉に届かないか？  
乳幼児向けのおもちゃの検査。  
口の形を模した円形の穴のあいたテスター(試験器具)をおもちゃ(の一部)が通過しないかどうか調べます。通過してしまうとのを詰まらせる恐れがあると判断されます。

## 可燃性の検査

表面がパイル地又は布で作られている柔らかい「ぬいぐるみ」や玩具のテント・家、その他子どもが身に着けるものについて、使用してはいけない材料(セルロイド等)が使われていないか、また燃えやすい「材質」ではないかを調べます

## 化学物質の検査

おもちゃの材料に有害な物質が使われていないかを調べる検査です。  
厚生労働省が定める食品衛生法の基準の他、ISO8124(玩具安全国際基準)なども検査項目として取り入れています。  
例えば、玩具の塗装からの鉛の溶出については、国際基準や欧米の安全基準と同様、「塗装1kg当たり90mg」の基準を採用しています。